

1. 議事日程（第2日目）

（平成16年度安芸高田市予算審査特別委員会）

平成16年3月17日  
午前10時開議  
於第一別棟会議室

開 会  
議 題

- (1) 議案第11号 平成16年度安芸高田市一般会計暫定予算
- (2) 議案第12号 平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計暫定予算
- (3) 議案第13号 平成16年度安芸高田市老人保健特別会計暫定予算
- (4) 議案第14号 平成16年度安芸高田市介護保険特別会計暫定予算
- (5) 議案第15号 平成16年度安芸高田市公共下水道事業特別会計暫定予算
- (6) 議案第16号 平成16年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定予算
- (7) 議案第17号 平成16年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計暫定予算
- (8) 議案第18号 平成16年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計暫定予算
- (9) 議案第19号 平成16年度安芸高田市簡易水道事業特別会計暫定予算
- (10) 議案第20号 平成16年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計暫定予算
- (11) 議案第21号 平成16年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計暫定予算
- (12) 議案第22号 平成16年度安芸高田市水道事業会計暫定予算

散 会

2. 出席委員は次のとおりである。（18名）

委員	天 清 斐 雄	委員	泉 正 智 代
委員	井 上 正 文	委員	今 野 仁 千 六
委員	今 村 義 照	委員	浮 田 洋 吾
委員	岡 田 正 信	委員	熊 高 昌 三
委員	桑 岡 達 夫	委員	杉 原 洋
委員	玉 川 祐 光	委員	塚 本 近
委員	名 川 律 夫	委員	藤 井 昌 之
委員	松 浦 利 貞	委員	明 木 一 悦
委員	山 本 三 郎	委員	渡 辺 義 則

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名(56名)

市長職務執行者	織田邦夫	参事	小野豊
総務部長	新川文雄	福祉保健部長	福田美恵子
社会福祉課長	重本邦明	高齢者福祉課長	沖野和明
保健医療課長	川井清登	福祉保健部主幹	神岡眞信
社会福祉係主幹	信川敏之	介護保険係主幹	花尾智恵夫
社会福祉係長	西村友枝	社会福祉係長	毛利幹夫
児童福祉係長	中元寿文	障害者福祉係長	小笠原義和
高齢者福祉係長	中迫久雄	介護保険係長	中谷文彦
保健医療係長	依秀樹	健康推進係長	久保ヒトミ
産業振興部長	清水盤	産業振興課長	三上信行
産業振興課長	岩見宏	農林水産課長	大野逸夫
地域営農課長	岡崎賢志	商工観光課長	久保慶子
農業振興係長	吉原典之	農業振興係長	猪掛公詩
林業振興係長	佐々木靖	農林整備係長	野神範明
営農支援係長	佐々木好昭	普及指導係長	中野浩明
商工観光係長	田村政司	建設部長	金岡英雄
建設部管理課長	小都幹夫	建設課長	沖野文雄
下水道課長	新川昭夫	水道課長	岸野秀信
建設部住宅係主幹	益田茂樹	土木第2係主幹	松川孝司
建設係主幹	箕越秀美	建設部庶務係長	西原裕文
建設部調整担当係長	山根厚志	建設部住宅係長	近永文子
土木第1係長	小野直樹	土木第2係長	岩崎邦久
建設部用地係長	大田伸一郎	下水道課業務係長	小松禎巳
下水道課建設係長	上本文生	水道課業務係長	近永和明
水道課建設係主幹	山本孝治	水道課建設係長	柿林浩次
農業事務局長	藤井静雄	農業事務局農地係長	高安絹枝

消 防 長 村 上 紘 消 防 次 長 竹 川 信 明  
消防本部総務課長 児 玉 壽 徳 消防本部総務係長 杉 田 昭 文

5. 職務のため出席した事務局職員の職氏名(5名)

事 務 局 長 増 本 義 宣 次長兼総務係長 光 下 正 則  
議 事 調 査 係 長 児 玉 竹 丸 書 記 国 岡 浩 祐  
書 記 倉 田 英 治

~~~~~  
午前10時00分 開会

桑岡委員長 おはようございます。定刻が参りましたので前日に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席委員は、18名でございます。定足数に達しておりますので、これより予算審査特別委員会を開会いたします。

本日の審査日程は、お手元に配付したとおりであります。

議案第12号、平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計暫定予算についての件を議題といたします。福祉保健部長より要点の説明を求めます。

福田福祉保健部長 委員長。

桑岡委員長 福田福祉保健部長。

福田福祉保健部長 失礼いたします。それでは議題に上がっております平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計暫定予算についてのご説明をいたします。

3月12日の定例会初日におきまして、市長職務執行者及び総務部長より提案説明等がございましたように、暫定予算ということで4月から7月支払分として見込まれます4ヶ月分の医療費等の予算計上でございます。詳細につきましては課長に説明をいたさせますので、よろしく願いいたします。

なお、税の方につきましては、歳入の税の方につきましては市民部の方で説明をよろしく願いいたします。

山本税務課長 委員長。

桑岡委員長 山本税務課長。

山本税務課長 それでは国保特別会計の歳入について、税務課で管轄するものについてご説明を申し上げます。

まず最初に歳入ですが、10ページをご覧ください。

款として国民健康保険税、項国民健康保険税となっておりますが、目の1で一般被保険者国民健康保険税医療分、介護分の現年滞納分を合計いたしまして1億5,354万円で、目の2で退職被保険者等国民健康保険税、これも医療、介護分現年滞納を一緒にいたしまして4,235万円、合計1億9,589万円です。

続きまして15ページをご覧くださいんですが、真ん中の表になるんですが、款11番の諸収入、項が1延滞金、加算金及び過料、目の1で一般被保険者延滞金3,000円を組ませてもらっております。

次のページの16ページですが、款の11諸収入、項の3雑入、目の1の雑入として節の1番の滞納処分費で1,000円ほど計上させてもらっております。

以上、歳入については説明を終わらせていただきますが、歳入についてはあくまでも暫定でありますので、15年度の賦課データをもとにいたしまして、過去3年間の動向を考慮いたしまして算出したものを、大体25%程度計上させていただいております。

次に歳出であります。17ページをご覧くださいと思います。

下の表の款の1総務費、項2徴税費、目の1賦課徴収費とありますが、賦課徴収費として73万9,000円、旅費、需用費、役務費等であります。

次のページ18ページですが、目の2納税奨励費として400万円、これは納税組合の奨励金になります。3で滞納処分費3万5,000円、旅費、使用料等組ませていただいとります。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

川井保健医療課長  
桑岡委員長  
川井保健医療課長

委員長。

川井保健医療課長。

それでは国民健康保険の暫定予算について説明させていただきます。まずは歳入歳出予算を10億4,151万7,000円と定めさせていただいております。また一時借入金につきましては5億円の限度額をお願いしとるところでございます。これらの予算につきましては、先ほどから話しがございいますように、暫定ということと7月分までの4ヶ月分の支払が出来る予算額となっております。

それでは事項別明細書の方、歳入の方からご説明申し上げたいと思ひます。

まずページ数が11ページになろうかと思ひます。

11ページの国庫負担金の方でございますが、目の方の医療給付費等負担金の方でございます。1億8,751万1,000円の予算計上でございます。医療給付費、老人拋出金、介護納付金の金額を1億8,751万1,000円ほど計上させていただいております。また3の高額医療費共同事業負担金でございますが、現年度分といたしまして333万9,000円の予算計上でございます。またその次に国庫補助金でございますが、1の財政調整交付金の方でございますが、これは暫定ということと2万2,000円を計上させていただいております。

続きまして12ページの方お願ひしたいと思ひます。

県負担金の方でございますが、目1の高額医療費共同事業負担金の方でございますが、現年度分といたしまして333万9,000円の計上でございます。また次の療養給付費交付金の方でございますが、目の1療養給付費交付金これ1億8,249万8,000円の予算でございます。医療給付費の方で1億6,615万円、老人拋出金の方が1,601万1,000円となっております。

そして続きまして13ページの方、ずっと下の方の表になりますが、共同事業交付金の方になりますが、共同事業交付金といたしまして1,335万5,000円の計上でございます。これは高額医療費等に係る交付金でございます。

続きまして14ページの方お願ひしたいと思ひます。

9の繰入金、他会計繰入金でございますが、一般会計からの繰入金を7,826万4,000円という予算計上でございます。これは説明欄にありますように保険基盤安定繰入金等から財政安定化支援事業繰入金まで、5項目の予算でございます。その次にあります基金の繰入金でございますが、

財政調整基金の繰入金の方が3億7,727万6,000円になっております。

続きまして歳出の方をお願いしたいと思います。17ページの方でございます。

歳出の17ページ総務費の関係でございますが、一般管理費の方で2,090万6,000円で予算計上でございますが、これは人件費等に関わります予算の計上でございます。また委託料の方で382万4,000円という数字、予算計上でございますが、これは国保連合会に対する共同処理の委託手数料を計上させていただいております。

続きまして18ページの方、お願いしたいと思います。

18ページの運営協議会費の方でございますが、16万円の予算計上でございますが、運営協議会の委員さんが20人の定数でなっておろうかと思っております。その1日分の運営協議会の報酬を計上させていただいております。

そして19ページの方、お願いいたします。

療養諸費の方でございますが、これは一般被保険者療養給付費から退職者の予算をですね、計上させていただきとります。一般被保険者分につきましては、3億601万2,000円という数字になります。退職者の方におきましては2億6,186万9,000円という予算計上額になります。また3の一般被保険者療養費でございますが、これは整体等、またコルセットの負担金でございますが、これは一般の方で112万5,000円、退職者の方で88万9,000円の予算計上でございます。また審査支払手数料の方で負担金といたしまして184万円の予算計上でございます。

続きまして20ページの方、お願いいたします。

高額療養費の方でございますが、一般被保険者高額療養費の方が3,984万2,000円の予算計上です。また退職者の方につきましては1,422万1,000円の予算となっております。

続きまして21ページの方をお願いしたいと思います。

保険給付費の方の出産育児諸費の方でございますが、負担金といたしまして出産育児一時金をですね、30万円の10件分の300万円を予算計上させていただいております。またその次の葬祭諸費でございますが、739万7,000円の予算でございますが、これは7万円の317件の4ヶ月分を予算計上させていただきました。そしてその次の老人保健拠出金でございますが、これにつきましては老人保健医療費拠出金といたしまして2億7,720万9,000円の予算でございます。老人保健事務費拠出金の方は666万1,000円の予算となっております。

続きまして22ページの方、お願いいたします。

介護納付金の方でございますが、介護納付金の方の負担金といたしまして4,767万3,000円の予算でございます。またその次の共同事業拠出金につきましては1,780万6,000円の予算となっております。そしてその次の保健事業費でございますが、保健衛生普及費ということで健康教室等々の住民PRの事業でございますが416万1,000円の予算を計上させて

いただきとります。また2の疾病予防費の方でございますが、これは例年行っております1日人間ドック、また総合検診等の委託料を中心にですね、393万9,000円の予算を計上させていただきました。

そして24ページの方をお願いしたいと思います。

24ページの方でございますが、諸支出金の方の償還金及び還付加算金でございますが、1の方一般被保険者保険税還付金が90万円、また退職者の方で30万円となっております。

そして最後のページ、25ページの方の予備費でございますが、予備費の方1,910万円を計上させていただきました。これは保険給付費の総額に対する3%の額となっております。

以上、はしおってご説明申し上げましたがよろしくお願いいたします。

桑岡委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

玉川委員 委員長。

桑岡委員長 玉川委員。

玉川委員 質問というよりも、ちょっと国保の積算基礎というのがありました、国保利用世帯数と人口、これをちょっと教えていただきたいんですが。できれば60歳未満と60歳以上の人口がわかるとれば、それと併せて教えていただきたいと思います。

川井保健医療課長 委員長。

桑岡委員長 川井保健医療課長。

川井保健医療課長 はい、ただ今のご質問でございますが、60歳。年齢的な区切りという数字をただ今持ち合わせておりません。今現在ですね、世帯数におきまして一般被保険者といわれる方々が6,698世帯、人口にいたしまして1万1,599人。そして退職者の方が世帯数が870世帯、人数にいたしまして2,162名、計で世帯数で7,568、人口で1万3,761名になろうかと思えます。

以上です。

桑岡委員長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

5分間ほど休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時15分 休憩

午前10時20分 再開

~~~~~○~~~~~

桑岡委員長 再開いたします。

続いて議案第11号、平成16年度安芸高田市一般会計暫定予算についての件の内、福祉保健部に関わる部分を議題といたします。

福祉保健部長から要点の説明を求めます。

福田福祉保健部長 委員長。

桑岡委員長 福田福祉保健部長。

福田福祉保健部長 はい、それでは議案第11号の平成16年度安芸高田市一般会計暫定予算の福祉保健部の担当部のところの説明をいたします。ちょっとそれに入ります前に、今朝ほどお手元に配布させていただいたと思いますけども、福祉保健部の事務分掌表をお配りさせていただいたりします。それで福祉保健部におきましては本庁に45名、社協への出向も含めておりますけども、45名。それと支所の方、市民課長も福祉の関係でございますので、市民生活課長も含めて支所が25名、それと保育所が59名、それから非常勤の職員が26名、臨時職員が77名、計232名の福祉保健部の方の人員体制で取り組みをしております。そうした中で先ほど職務執行者の報告がございました予算の中にですね、人件費がこの目の中に何名というのがちょっと仕分けができておりませんので、大まかなこれだけの人数が福祉保健部の中に予算の中に入っているというご理解をいただけたらと思います。先ほどありました国民健康保険の方で福祉保健部の方の職員2名分が国保の方で人件費をみております。よろしくお願いいいたします。

それでは一般会計の暫定予算についての説明をいたします。これも3月12日の定例会初日におきまして、市長職務執行者及び総務部長より提案説明等がございました。これも4月から7月の4ヶ月の義務的、経常的経費を計上しております暫定予算ということから、旧町が今まで取り組みをしていたことを基本ベースに、福祉の低下にならないよう精一杯の予算計上としております。また福祉保健部で変わったところといいますと、福祉事務所の設置により生活保護費の計上に加わったということでございます。詳細につきましては課長に説明をいたさせますので、よろしくお願いいいたします。

重本社会福祉課長 委員長。

桑岡委員長 重本福祉保健課長。

重本社会福祉課長 それでは社会福祉課に関係します暫定予算について予算書に基づき説明をいたします。

予算書の15ページをお願いします。

15ページのまず歳入でございますが、第10款分担金、負担金2目の民生費負担金、節で申しますと1社会福祉費負担金の内、障害者保護措置費負担金132万1,000円が社会福祉課の関係分でございます。

次のページ16ページをお願いします。

第2節の児童福祉費負担金8,201万5,000円で、内訳といたしましては市内の保育所公立10ヶ所、私立4ヶ所の保育所保護者負担金現年度分7,685万7,000円、それから滞納繰越分56万9,000円、それから児童館保護者負担金40万円、それから広域入所運営費他市町村負担金418万9,000円を計上しております。

続きまして11款使用料及び手数料の2目の民生使用料、節でいいますと2節の児童福祉施設使用料でございますが、これは川根保育所の保育所使用料60万円でございます。



続きまして18ページの、国庫支出金からずっといきまして、22ページ  
県支出金等、これは関係予算がありますが暫定予算で未確定のため、存  
目予算の1,000円のみ計上といたしております。

それから31ページをお願いします。

31ページの18款諸収入でございますが、5目の障害者住宅整備資金貸  
付元利収入16万円は、現在借り入れされている5件分の元利収入でござ  
います。

それでは続きまして歳出でございますが、46ページをお願いします。

46ページの第3款民生費1目の社会福祉総務費でございますが、1節の  
報酬は民生委員、児童委員さんを生活指導員として委託しております13  
7名分の報酬が主なものでございます。次に47ページの19節負担金補助  
及び交付金4,230万4,000円でございますが、主なものといたしましては  
社会福祉協議会の補助金、それから民生児童委員協議会活動助成、それ  
から県派遣職員負担金を計上いたしております。

続きまして2目身体障害者福祉費の主なものは13節委託料3,110万7,00  
0円でございますが、身体障害者補装具関係委託料、それから身体障害  
者日常生活用具委託料、それから進行性筋萎縮症患者措置委託料及びそ  
の他各種社会参加促進事業といたしまして、そういうものを計上いたし  
ております。それから19節の負担金補助及び交付金319万4,000円は、心  
身障害者就労促進事業、それから自動車運転免許取得並びに改造事業等  
が主なものでございます。それから20扶助費の7,158万8,000円ござい  
ますが、これは施設入所者の施設訓練等支援費及びデイサービス等、各  
種居宅生活支援事業、施設入所者の医療費にかかる扶助が主なものでご  
ざいます。それから21節の貸付金でございますが、これは障害者の方の  
自宅の改修に必要な費用を貸し付けるもので、予算計上をいたしており  
ます。

48ページをお願いいたします。

3目の知的障害者福祉費でございますが、主なものは19節負担金補助  
及び交付金の1,408万7,000円、これは知的障害者小規模通所授産施設等  
の補助金でございます。次に20扶助費でございますが、これは施設入所  
支援費並びに居宅生活支援事業に対する扶助費でございます。

次に49ページの6目の社会福祉医療公費負担事業費、この中に社会福  
祉課の関係といたしまして説明欄にございます、原爆被爆者対策事業と  
いたしまして10万3,000円がございます。

続きまして51ページをお願いします。

51ページの1目の児童福祉総務費でございますが、1の報酬は母子自立  
支援員さんの報酬でございます。次に13の委託料334万4,000円ござい  
ますが、これは母子生活支援施設入所委託料が主なものでございます。  
次に2目の保育所費でございますが、次のページ52ページをお願いいた  
します。市内の公立保育所10ヶ所の管理運営費及び委託料の中に、私立  
保育所4ヶ所の運営委託料が主なもので、これら管理運営費ということ

であります。次に3目の児童手当費でございますが、主なものは非被用者及び特例給付等に係ります20の扶助費が主なものでございます。

続きまして53ページの4目の児童扶養手当費でございますが、児童扶養手当に係る扶助費及び特別障害児手当、障害児福祉手当等に係る扶助費が主なものでございます。続きまして6目の児童福祉施設費でございますが、これは3ヶ所の児童館の管理運営費及び市内9ヶ所の子育て支援施設、いわゆる児童クラブの管理運営費が主なものでございます。

54ページをお願いします。

3項の生活保護費の1目生活保護総務費につきましては、生活保護に係ります一般事務経費でございます。次の2目の生活保護扶助費につきましては、これは生活補助なり、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助等の各種扶助、生活保護費に係ります扶助費を計上しております。

以上で、社会福祉課に関わります要点の説明を終わります。

桑岡委員長

説明の途中でございますが、1点ほど訂正をさせていただきます。

先ほど重本福祉保健課長と申しましたが、重本社会福祉課長でございますので、訂正をさせていただきます。失礼いたしました。

沖野高齢者福祉課長

委員長。

桑岡委員長

沖野高齢者福祉課長。

沖野高齢者福祉課長

続きまして、高齢者福祉課の予算の内容説明をさせていただきます。まず、歳入15ページをお願いいたします。

15ページ款10分担金及び負担金項2負担金目2民生費負担金節の1の社会福祉費負担金でございますが、説明欄にございますように老人保護措置費負担金が3,155万3,000円予算計上いたしております。これは養護老人ホーム高美園の国、県の補助金を併せました措置負担金が県の町村会から入ってくるものと、そして養護老人ホームの入所者、あるいは保護者の負担金がこちらの中に入っております。

続きまして16ページをお願いいたします。

16ページの説明欄の一番上に老人在宅福祉費負担金がございます。これは高齢者の在宅福祉サービスにおきます本人負担金でございます。内容といたしましては、向原地域におきますミニデイサービス事業、あるいは配食サービス事業の負担金がこちらに計上いたしております。

続きまして款11使用料及び手数料項1使用料目の2民生使用料節の1社会福祉施設使用料でございます。そちらの中に説明欄にございますように、老人福祉施設使用料としまして1万5,000円予算計上しております。これは各地域の福祉センター等の施設の使用料でございます。

続きまして18ページをお願いいたします。

18ページから25ページまで国、県支出金が続いておりますが、先ほど社会福祉課長の方からございましたように1,000円の存目計上をいたしておりますので、詳細説明は省略をさせていただきます。

続きまして歳入31ページをお願いいたします。

31ページ款18諸収入項3貸付金元利収入目4高齢者住宅整備資金貸付元

利収入でございます。こちらの方は高齢者住宅整備資金を貸し付けております方からの償還を予算計上いたしております。4件分15万2,000円でございます。

続きまして高齢者福祉課の歳出をお願いいたします。歳出は48ページからお願いいたします。

歳出48ページ款3民生費項1社会福祉費目4老人福祉費でございます。説明欄にございますように在宅高齢者の福祉事業費は1億1,536万円、養護老人ホームの老人保護措置費を6,039万6,000円、低所得者減免等に対する補助金であります一般会計で行います介護保険事業費が274万1,000円、そして75歳以上の保健でございます老人保健の医療を除きました、医療を除きますレセプト点検等の事業費が531万4,000円、そして75歳以上の老人保健会計へ繰り出します、老人保健特別会計への繰出金5億8,041万1,000円、同じように介護保険の特別会計への繰出金2億1,646万3,000円が内容でございます。節をおって主なところを説明させていただきます。1の報酬でございますが、こちらには4名分の老人保健レセプト点検員の報酬がはいっております。また、この報酬には2名分の養護老人ホーム入所判定会の委員さんの報酬を計上しております。節の8報償費でございますが、こちらの方は高齢者在宅サービスによります介護予防事業、あるいは生活支援事業の講師の謝礼を計上しております。11の需用費でございますが、こちらの方も高齢者介護予防事業、あるいは食生活改善事業等の経費を計上しております。12の役務費でございますが、こちらの方は老人保健の医療費通知等の経費を計上いたしております。13の委託料でございますが、こちらの方は高齢者の介護予防事業、あるいは生活支援事業、家族支援事業、25件の委託契約がこちらの方へ計上してございます。その他、高美園を除きます養護老人ホームの措置費がこちらの委託料の中へ計上してございます。18の備品購入費でございますが、消防署と直通電話で結びます緊急通報装置の備品購入費を計上いたしております。19の負担金補助及び交付金でございますが、老人クラブ、あるいはシルバー人材センター等の7団体へ対します補助金、そして先ほど介護の方で説明をさせていただきましたように、介護保険の低所得者減免に対する補助金等を19の負担金補助及び交付金で計上いたしております。20の扶助費につきましては、介護慰労金、老人日常生活用具給付事業、あるいは介護用品の給付事業を扶助費で計上いたしております。21の貸付金でございますが、高齢者住宅整備資金の貸し付け1件分を予算計上しております。28の繰出金につきましては、老人保健特別会計、そして介護保険特別会計への繰出金を計上しております。

続きまして50ページをお願いいたします。50ページ目の9福祉センター費でございます。説明欄にございますように吉田老人福祉センター、向原総合福祉センターかがやき、吉田ふれあいセンターいきいきの里、これに対します管理委託料を計上いたしております。目の10社会福祉施設費でございます。こちらの方は市内にございます老人憩いの家、ある

いはふれあいプラザ等の老人福祉施設の管理費、そして養護老人ホーム高美園に対します養護老人ホームの管理委託料がこちらへ入っております。13の委託料でございますが、こちらの中に先ほどご説明いたしました高美園の養護老人ホームの委託料が計上してございます。

高齢者福祉課所管につきましては以上でございます。

川井保健医療課長  
桑岡委員長  
川井保健医療課長

委員長。

川井保健医療課長。

それでは保健医療課に関係します予算の説明をさせていただきたいと思えます。

まず歳入の方でございますが、ページで16ページの方、お願いしたいと思えます。

11款の使用料及び手数料の方でございますが、目3の衛生使用料でございます。保健衛生使用料といたしまして診療所使用料6,883万4,000円の予算計上でございます。これは横田、北生、美土里の歯科診療所、川根の診療所のそれぞれの使用料を計上させていただいております。

続きまして18ページの方、お願いしたいと思えます。

18ページの方の手数料でございますが、目2の衛生手数料の節1で保健衛生手数料でございますが、説明の方にございますように諸診療所証明手数料45万6,000円の予算計上でございます。これは横田、北生の診療所に関わるものでございます。

続きまして歳出の方、お願いしたいと思えます。ページ数で46ページになろうかと思えます。

46ページの民生費の方でございますが、社会福祉費の社会福祉総務費の方でございます。説明の方にございますように国民健康保険の特別会計の繰出金を7,826万4,000円、繰出金28の方で予算計上させていただいております。

続きまして49ページ、6目の社会福祉医療公費負担事業費でございますが、予算額が5,007万3,000円となっております。これの主なものとしたしましては扶助費の方で4,802万7,000円予算計上ございまして、これは老人医療、重度心身障害者の公費負担金でございます。

続きまして53ページの方、お願いしたいと思えます。

5目の児童福祉医療費公費負担事業費でございますが、これも医療費をひとり親家庭の医療費、乳児医療公費負担事業の医療費をそれぞれに委託料、扶助費というところで予算計上させていただいております。

続きまして55ページ、衛生費の関係でございますが、保健衛生費の方でございます。目1の保健衛生総務費でございます。予算計上額が7,585万1,000円でございます。これの主たるものはですね、節の方では13の委託料として387万9,000円、これは在宅当番医等に対する委託費でございます。また19の方の負担金補助及び交付金の方では4,141万6,000円の予算計上でございますが、食生活改善推進協議会への補助金、また病院の輪番制ですか、あれの運営事業の負担金、また夜間救急診療所の

補助金というところが、この4,141万6,000円の中に含まれてございます。また56ページの方、目2の精神保健費の方でございますが、これは492万2,000円の予算計上でございます。この中に19の負担金及び交付金ということで452万円の予算計上でございます。これは精神障害者就労促進事業、障害者授産施設等への通所事業等々の、また精神障害者等のホームヘルプサービス、またショートステイ、グループホームの予算をここで計上させていただいております。また、3目の母子保健費でございますが、これは540万3,000円の予算計上でございます。また報償費236万5,000円の予算計上でございますが、これは乳児検診、また相談事業、健康教室、訪問事業というスタッフの謝礼を計上させていただいております。また13の委託料の方で188万8,000円の予算計上でございますが、乳産婦、乳児等の健康診査委託料ということで予算計上させていただきました。また4目の老人保健事業の費の方でございますが、3,841万9,000円の予算計上でございます。またこれは、報償費で193万5,000円、これは老人保健法に基づく事業に基づきます検診、健康相談等の謝礼金でございます。また13の委託料の3,389万7,000円でございますが、これは例年各町でやっております総合検診、また一日ドック等々の検診委託料でございます。続きまして予防費の方、お願いしたいと思います。57ページの目5の予防費の方でございます。予算計上額が886万2,000円でございます。この主なものは委託料716万1,000円の計上でございます。これは結核検診等の委託料、また広域予防接種事業等の委託料をこの中で予算計上させていただきました。そしてまた、その次にあります6目の保健センター費であります。予算計上額1,298万9,000円の予算計上額でございます。備考に説明欄の方にあります保健センターの管理運営の13委託料を中心に1,065万7,000円を予算計上させていただきました。

続きまして58ページの方、お願いしたいと思います。

58ページの方、8の診療所費の方でございます。7,875万円予算計上でございます。備考欄にありますように横田の診療所、北生の診療所、美土里町の歯科診療所、川根の診療所、佐々部の診療所という5つの診療所があるわけですが、これらの運営費を委託料として6,931万円という予算計上をさせていただいたととととでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

桑岡委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浮田委員 委員長。

桑岡委員長 浮田委員。

浮田委員 浮田です。担当課長にお尋ねしたいと思います。人はというか、人生はいつまでも元気で長生きをしたいというのがやはり求められておる願望であろうと思います。そこでですね、国際機構というのか世界保健機構というのか、昨年ですね、健康寿命についていろいろ発表しておりますが、その中でですね、日本の健康寿命というのは74.5歳、これは

健康寿命です。だから平均寿命は80.9歳と言われておりますが、問題はですね、いくら平均寿命が延びても健康寿命がそれを上回るペースで伸びていかないと、高齢者の暮らしや中身は向上せずにはですね、介護や医療費の社会負担だけが膨らむという結果になるのではないかというように思います。そういう観点からですね、担当課として安全の先取り対策といえますか、あるいは健康寿命を伸ばす対策といえますか、そこらの基本的施策についてですね、説明をしていただきたいというように思います。併せてですね、調べてはいらっしゃるかとはいえますが、安芸高田市の平均寿命並びに健康寿命について調査していらっしゃるれば、併せてお聞かせ願いたいというように思います。以上です。

川井保健医療課長 委員長。

桑岡委員長 川井保健医療課長。

川井保健医療課長 ただ今のご質問でございますが、残念ながら郡のですね、平均寿命、健康寿命というものは持ち合わせておりません。健康寿命を如何にして伸ばすかということは、保健医療課に係っております大きなウェイトの一つだと思っております。病気にならないということが一番と考えておりますので、住民の市民の皆さんのですね、これは私どころの課の保健士を十分にご活用いただきまして健康教室、また早期発見といえます総合検診ですか、また吉田病院で委託しております一日ドックの受診率をですね、如何にして上げるかというのが今後の課題と思っております。このことによりまして市費の持ち出しもかなり増えるとは思いますが医療費の方で押さえ込みができれば、経済的なものは均衡は保てるものと思っておりますので、如何にして健康診断といえますか、そうしたものをPRしていくか、ここにかかっていると思えます。あとは、市民の皆さんの自覚にもかかってくると思えますので、よろしく願いいたします。郡と言いましたが、申し訳ありません。安芸高田市でございます。市内の寿命については持ち合わせておりませんので、どうもすいません。

桑岡委員長 他に質疑はありませんか。

藤井委員 委員長。

桑岡委員長 藤井委員。

藤井委員 はい。2、3お伺いしたいと思います。この3月1日をもって合併したわけでございますけども、高齢化率がですね、当初30%を越えるのではないかというようなこともございましたけども、正確にですね、高齢化率がどれくらいになるのか、できればですね、細かい範囲内でのそういう資料があればですね、お願いしたいと思うわけでございます。それから高齢者の中で一人暮らしの方に対してですね、緊急通報電話システムというものがあって、これ大変一人住まいの方にはですね、重宝しているわけでございます。しかし先般、戸河内ですね、訪問販売員の事件がありまして、これも逮捕というかたちの中でですね、報道されておりましたけども、ああいったこの周辺の地域を見てもですね、弱者

に対するそういう犯罪というものが大変多くなってきて、身近に、それもですね、起こってるわけですね。そういった中で私もいろいろ地域の方々からお伺いするのは、緊急通報電話システムというのも、これはもう自分の身に何かあった時にですね、すぐ消防署の方へ通じるということで大変いいんですけども、例えば今言いました事件を捉えてもですね、どうしても販売員、見知らぬ人が来てもですね、一般的にこの我々の地域ではですね、すぐ戸を開けて対応してしまうということが主なんですけども、ここ数日間私も色々な高齢者の方と話をさせていただく中で、例えばモニター的な物をですね、設置して、家の中から来訪者がどういう方なのかというかたちのシステムをですね、できればいいなと。しかし個人負担で全てやるということになるとですね、高齢者の方にも負担がかかると。そういった中で市として、行政として少しでも補助をしてもらえればですね、助かるんだがというような、こういう話しも多く聞くわけでございます。今回の予算については暫定予算ということでありますけれども、そういうことも含めてですね、本予算に向けてですね、取り組みをしていただければいいんじゃないかなと、私はこのように思っております。そこらあたりの見解を少しお伺いしたいと思います。さらに、少子化についてもですね、これはこれからの世代を担っていく重要な子どもたちでございますので、そういった援助、少子化に対する、子育てに対する支援事業等もございます。これはいろいろ各課にまたがるかもわかりませんが、例えば児童手当であるとか、さらに、放課後児童保育、また乳幼児医療費等、そこらあたりの取り組みを、本年度ですね、どのように取り組んでいかれるのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

沖野高齢者福祉課長  
桑岡委員長  
沖野高齢者福祉課長

委員長。

沖野高齢者福祉課長。

はい、それではただ今の藤井委員さんのご質問等に、高齢者福祉課の範囲の中をお答えをしていきたいと思っております。まず、安芸高田市におきます高齢化率でございますが、30.94%という数値になっております。なお、例えば地域別とかという小さい、これより詳しい資料は現在持ち合わせておりませんので、市全体の高齢化率で今日はお答えをさせていただきたいと、こういうふうに思います。それとご提言いただきました一人暮らし等への防犯対策を含めたご提言でございますが、ご提言の中にございましたように、現在緊急通報システムとか、あるいは老人クラブによります巡回訪問事業とか、そしてまた地域振興会によります地域の繋がりとか、様々な面で現在一人暮らしの支援を行っております。戸河内町におきました事件に関しまして、モニター等の防犯対策のご提言をいただきましたが、少し部内の方で今後勉強させていただければというように考えております。

重本社会福祉課長  
桑岡委員長

委員長。

重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長 先ほどの少子化対策についてご説明申し上げます。先ほどありあました児童手当につきましても、国の関係で小学校3学年終了時までというふうな延長も拡大いうことでやられるような方向、16年からというふうには聞いております。それから放課後保育、いわゆる児童クラブ関係でございますが、これらにつきましても家庭の就労などでいろいろ放課後留守になられる家庭もございますし、母子、お母さん、お父さん関係も働ける、子どもも育てていくようなこういうところもいろいろ予算ができればというような児童館も育成していったり、クラブも育成していったりというふうな感じで予算化していきたいと思っていますのでよろしく願いいたします。

川井保健医療課長 委員長。

桑岡委員長 川井保健医療課長。

川井保健医療課長 先ほどの質問でございますが、乳幼児に関する医療費の関係のご質問があったかと思えます。乳幼児につきまして、3月1日の合併を期にですね、3歳であったものを就学前まで医療費の補助というのを拡大しております。全てではございませんが、一部については拡大ということがなされました。また今後についてもですね、少子化、子どもさんが増えるということにつきましては、またその都度ですね、いろいろ検討して参りたいと思っております。

以上でございます。

藤井委員 委員長。

桑岡委員長 藤井委員。

藤井委員 高齢化率に関してですね、市全体で30.94%ということでした。それぞれのこれから自治振興を進めていく中でですね、やはりその地域別、細かい部分の中での高齢化率、または出生率とかそういったものの資料をですね、やっぱりきちっとこれからやっていかないと、目で見てですね、なかなか解り辛い部分があるかと思えますので、作業的に今一番大変な時期だと思いますけども、そういったことも含めてですね、またやっていただきたいなと思えます。それから少子化対策に関してもですね、児童手当も今課長の方から3年生までということもございますし、乳幼児医療費に関しては就学前と。今県においてもですね、就学前までというかたちの中で進めております。若干の初回の負担というものも検討されておるわけでございますけども、これは国とか県とかの指導によってそれに合わせていくんでなしにですね、やはり新しく生まれ変わった安芸高田市が本当に住んで良かったなど、高齢者にしても少子化対策にしてもその地域の特性というものをしっかり出していかないといけない。そのためにもやはり幅広いかたちの中で取り組みが必要であろうと、このように思っておりますので、今回においてはこれぐらいで納めさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

今野委員 委員長。

桑岡委員長 今野委員。



今野委員 今野でございます。ちょっとですね、言いにくいことを言うんですが、福祉天国、福祉社会、福祉市、これ結構でございますけども、その前にですね、お宅の關係の福祉保健部というんですか、そこで徴収されるですね、国保とかいろいろあると思いますが、滞納分がですね、相当あると思いますよね。私ね計算する暇がございませんので、お宅の方計算しとってだろーと思ひますんで、滞納分をおっしゃっていただきたいと思ひんですが。そのまた滞納分はですね、この本予算にですね、どれくらい反映しとるんかということもね、併せて言うていただきたいんですがね。これは私が勉強して来れば良かったんですが、しとらんからお宅の方へ言うんですが。と言ひますのはですね、福祉の充実は結構でございますよ。だがね、お金が要るんですよ。新しい市になりましてね、大勢で渡れば怖くないと、払わん方が特なんだと、こういうようなことがですね、市の中に入っていきますんで...

桑岡委員長 今野委員さん、国保税の關係は済んでおりますので、お願いします。

今野委員 こういうことがありますんで、ここのお宅の關係するところの滞納分、これは100%徴収されて仕事をしたいということになりますよ。それが滞納分が残るとるということとはですね、仕事をしないということなんですよ。

光下事務局次長 審査内容を越えております。

今野委員 はい。わかりました。まだ言ひたいことがありますので言ひます。そこんところを十分やっていただきたい。それとですね、レセプトですよ、レセプト。4名で400万、5、600万ですか、なんぼか、めくるのが大変ですからね、めくらんこうに言ひますけども、レセプト点検、4名とか説明を聞きましたけども、これだけ吉田病院でもですね、いつ行っても満員ですよ。どこの病院行っても満員ですよ。芋の子洗うように来とる。4名ぐらいでレセプト出来ないんですよ。またね、レセプトいうのはね、絶対にしなきゃいけないんですよ。ここもね、収入源になるところなんですよ。お宅らがね、みなええところ、ええところやってね、収入源になるところをぴしゃっと押さえてないんですよ。よけいの人数が三次市より多いんですよ。そういうところをね、織田どういふんですか、あなたは、いわゆる市長代理でしょう。そこらあたりをぴしゃっとね組み立てて下さいよ。それがないとね、新しい町がね、変な方向行くよ思つてね、心配しようるんですよ。以上です。

福田福祉保健部長 委員長。

桑岡委員長 福田福祉保健部長。

福田福祉保健部長 はい、失礼いたします。ただ今の質疑でございますが、確かに個人義務は当然果たしていかなければいけないと思ひますよね、そうしたかたちの中で、やはり給付を受けるといふのは当然のことだと思ひます。そういうかたちでは、福祉保健部の方でも負担金として納めていただく部分がござひますが、それには鋭意努力していきたいと思つております。それとレセプト点検の關係で、今言われまへように収入源。出すばっか

りじゃなくて、収入源もしっかり見極めてということでございますが、全員でですね、9名レセプト点検員がいらっしゃいます。その中で一般会計が老人で4名で国保の方が5名ですね、いうかたちでレセプト点検の方はしっかりしていただくことによって、先ほど言われましたようにかなりのどういうんですか、収入をみることができるようなかたちで取り組みをしておりますので、よろしく願いいたします。

桑岡委員長 他に質疑はありませんか。

山本委員 委員長。

桑岡委員長 山本委員。

山本委員 はい。ちょっとお伺いします。参考的に教えていただきたいと思いますが、54ページのとこの生活保護扶助費のところですけど、高齢化社会で一人暮らしが増えていきようというこの時代で、やはりこの生活保護を受ける方が多くなってこられる状況ではなからうかと思うんですが、大体この6町が合併されたわけなんで、全体的にどのような状況かというのがまだ把握できとるかどうかわかりませんが、これは推移といたしまして生活保護を受けられる方が増えておられる状況があるんではなからうかと思いますが、そこらの辺について、今生活保護を受けておられる方が何件とかいうものが解りましたら、それとまた、過去から状況を見ましてどの程度年々増えてきようか、あるいは減っていきようとはちょっと考えられんかと思うんですが、そこら辺がわかればお答え願いたいと思います。

重本社会福祉課長 委員長。

桑岡委員長 重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長 先ほど生活保護の関係でございますが、安芸高田市内に現在200世帯、341名の方がおられます。それで増加傾向なりというのはいろいろな社会情勢、景気の悪いとことか就職難とかいろいろなことがございます。おっしゃられた通り若干は増える傾向にあるんじゃないかと思いますが、県から委譲を受けた事務が福祉事務所に移ったばかりでありまして、統計関係につきましては把握しておりませんので、ご了承願いたいと思ってお入ります。

山本委員 はい、わかりました。

桑岡委員長 他に質疑はありませんか。

浮田委員 委員長。

桑岡委員長 浮田委員。

浮田委員 浮田です。職務執行者並びに担当課長にお尋ねをしたいと思います。先ほど担当部長の説明の中で、保育所の件であります。現在安芸高田市に保育所と名が付くものが14あって、その内私立が八千代に2つ、吉田に2つですから現実的に公立は10ヶ所であると理解をさせてもらうんですが、そういうかたちのなかで保育所がですね、要するに国の方針、県の方針からしても、近い将来的には民間に委託というか、するということは避けて通れない事実ではないかと思えます。この予算書を見まし

ても約4ヶ月で3億円ですから年間12億円ぐらいの経費が必要とするんじゃないかということで、非常に財政的に厳しい中で、この問題は避けて通れないんじゃないかと思います。県下の保育所の数をみましても、公立が424、私立が195ということにはなっておりますんで、これらを検討して今後どのように指導していくかということが厳しい数字じゃないかと思いますが、そこらの問題について職務執行者の見解をお聞きしたいというのが1点。もう1点はさっき担当部長が保育士の数が59人と申されましたが、ここに書いてあります52ページの保育所についてですが、それぞれ保育士がどこに何名いらっしゃるのかというのが1点と、もう一つはそれぞれの保育所が園長専任になっておるのか、兼任になっておるのか、そこらの問題についてお聞かせ願いたいと思います。以上です。

織田市長職務執行者  
桑岡委員長  
織田市長職務執行者

委員長。

織田職務執行者。

はい、まず私の方から保育所の問題、まだ現在検討をしている段階ではございませんが、国、あるいは県あたりは委託制度ということになります。しかし私の基本的な考えは、少子化が進む中で、それからお互いが就労の場が確保出来るということで、かなりご婦人の方も女性の方も就労いたされております。私立でやってより効率的ないい効果が出ればいいですが、金の問題もありますが、今公立でやっておるのを早朝保育、延長保育、こうしたことに取り組んで保護者と申しますか、父兄の保育の軽減を少なくするというので、取り組んで参っておりますが、広島あたりの幼稚園あたりはかなりの人数が要っておりますが、今言うように延長保育、早朝保育ということになれば、かなり財源はかかりますが、今後の問題としては検討の時期は来るとは思いますが、その結果がよりよい結果と申しますか、少子化対策あたりにも繋がるものであればですね、それは委託方式、民間委託方式でもって結構でございますが、やはりこれは自治体が本当に将来の子どもを育てる、現在の若者を育てるということでは私本人は自治体で十分、手厚いとは申しませんが、十分なやっていく責務があるんじゃないかというこのような捉え方をしております。今後新しい市長のもとで財政が非常に厳しい時代に入ってきておる、ほいじゃが財政が厳しいからといって、一方を切り捨てるといふ行政運営、これは私は取るべきではない。知恵を出しているいろいろなことありますが、知恵を出してやるというのが私のなんですが、財政が厳しいから弱者を切り捨ててよいと、以前数年前に我が町もいろいろな補助金を見直しました。一律カットでなしに弱者側は救うような補助金の出し方、こういうものが大切だろうと考えて今の段階ではこれの私立化というのは私は考えておりません。以上でございます。

重本社会福祉課長  
桑岡委員長  
重本社会福祉課長

委員長。

重本社会福祉課長。

各保育所の職員の人数なり、所長の関係でございますが、まず吉田保育所が職員13名、それから美土里の森保育所が5名、ひまわりが5名、そ

れから来原が4名、船佐が6名、小田東が6名、それから甲立が5名、小原が5名、向原こばと園保育園部の方で4名、これ正職員であります。それから所長につきましては課長級なり、主幹係長級ということで、正職員を配置しております。専任所長は2ヶ所、吉田と向原ということで、後はちょっと担任を持ってないのが専任、兼任の理解ということでよろしゅうございますか。

浮田委員 委員長。

桑岡委員長 浮田委員。

浮田委員 浮田です。私がお聞きしとるのはですね、公立で非常に厳しい中ですね、どのように兼務しておるかということですが、県下の状況をみますとね、58%が兼任で42%が専任ということですね、中には小学校の校長が兼任していらっしゃることもかなりありますので、そこらの問題についてどのようになっとるかということをお聞きしたわけです。

重本社会福祉課長 委員長。

桑岡委員長 重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長 そういう意味の専任でございましたら、全ての保育所が専任のいうことでございます。

名川委員 委員長。

桑岡委員長 名川委員

名川委員 はい、ちょっとお尋ねをいたします。先ほど福祉保健部の人員が277人というふうに報告を受けたように思うんですが、その中でですね、臨時が77人というふうに報告があったように思いますね。私が考えますのに、6町が合併されて元来の職員さんである人たちを遠からず淘汰せずにやいけんという時期にですね、臨時の方が77名もあって、でなければ事務所掌が処理できないというふうなことの整合性ですね、早い内に肩たたきがあったり、冒頭にあったと思うんですが、45歳ぐらいで肩たたきというふうなことになるますと、職員さんの生活にもまたいろんな意味での45歳でありますと、学校の教育にも子どもたちの教育のためにも費用が要するという年代でありますのにですね、臨時の職員が77名でも77名も必要でその人達の本職の本職員さんの淘汰をするという整合性が理解できないんですが、どのように考えられますか。

重本社会福祉課長 委員長。

桑岡委員長 重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長 臨時が77名と申しましたのは保育所の保育士並びに一番は職員でないのが先ほど申しました児童館なり、放課後児童クラブ関係の、これは正職員ではありませんので、それらを含めたものをトータルが賃金ではらっているのが77名であるということでもあります。

名川委員 委員長。

桑岡委員長 名川委員

名川委員 はい、これは福祉保健部に限らずだと思うんですね。その辺の施策とこのこともあるのかわかりませんが、臨時の中にはいろんな種類が

あると思うんですね。ですからそれをいちがいにこの数字が全てだとは言いませんけども、私が言いたいのは、できれば職員のですね、先般ですか、再雇用制度もできたというふうな時代にですね、臨時をいっぱいあれをしてというようなことは、私としてはあまり歓迎すべきことではないんじゃないかというふうに考えるんですね。その辺、職務執行者の織田さん、いかがお考えでしょうか。

織田市長職務執行者  
桑岡委員長  
織田市長職務執行者

委員長。

織田職務執行者。

はい、確かに現状の役場職員、本当に多いございます。合併しだちの職員を辞めさせるわけにはいきませんが、退職希望等は募りましたが、こういうかたちで配置しておりますが、例えば臨時というのは従来我町あたりは嘱託職員として使っておりましたが、保育所の方。これ臨時に落としました。臨時が多いというのは元々嘱託職員の一年はなんぼというように、全部安い賃金で落としていって、その内にここ1年、ないし2年かけて人員の適性化計画を立ててですね、そういう臨時に変わって今の職員をここへ配置する、町の。これ臨時じゃもんで配置できませんので、そこらの問題も含めまして、今度検討してみる必要があります。人口の適正規模からいって、三次市とは100何人多いというような段階で、これは必ずやり遂げなければならない問題ですし、それは早急に新しい市長のもとで、この人員の適正計画を立てて順次今の臨時の問題等も含めて、そこらを整理して参りたいと、このように考えております。

桑岡委員長  
岡田委員  
桑岡委員長  
岡田委員

他に質疑はありませんか。

委員長。

岡田委員。

今の感じですと、私は保育所の関係とかこういう問題は、即安芸高田市になったんですから、保育所の子どもを見てもらう点から言えばですね、当然代替え保母とか臨時が必要だと、このように思っております。それで、全体的な職員の数の問題は、職務執行者も言われたように莫大多いと、職務執行者に問うべきではないと思いますけども、元の職員はまたこの特別職を辞めさせて、職員にしたというようなこれは別ですけど、そういう問題から考えるとですね、変なことになりますから、職員が多いのは間違いありません。で、私はこの福祉の関係でお尋ねするのは、国の政策というのはどうしてもね、年寄りや子どもや障害者やら、この弱い者にですね、冷たい政治が直接降りかかってきたる現実だと思います。その中で、銭は無うてもそこらを救うのにですね、執行者も言われましたけども、銭が要るもんじゃから、一方切り捨てていう、弱い者を切り捨てたりゃあせんと。将来、少子化は20年、30年で解決する問題じゃない。高齢化社会も解決するもんじゃないと、ただその財源的な裏付けをやれそれ今、得らりゃあしませんけども、そういう方向性をもって福祉、安芸高田市は福祉事務所を自ら持つようになったんですから、そういうデータもさることながら、将来像を研究していく用意が職員の

方々にあると思うんですが、そこらのところをお尋ねしておきます。ありますかどうか。

織田市長職務執行者  
桑岡委員長  
織田市長職務執行者

委員長。  
織田職務執行者。

はい、確かにご指摘のように将来的な大きな問題でございます。老人福祉税、こういう問題はちよろっとは出たような、国がやる仕事でございます。消費税の5%を今度は老人医療費、あるいはそういうものを持ってくという、これは国の政策です。安芸高田市として如何に取り組むかということですが、税金を取ってやるのは誰でもやることです。それでないこうに、如何にその市民の方が、例えば若い方、身障の方、高齢者の方の福祉を守っていくということは、まさしく本当に知恵を出して地域の人と地域振興会の立ち上げを今、各地区呼びかけておりますが、そこらと高齢者の方、あるいは子ども会、児童会、こういうものがよく地域と、要するに行政と地域がやってる協働のまちづくりというのがここは基本でございます。そこらで国はうまいこと言うとして交付税をやらん言うて、こいつを三位一体と言ってひどいことをしますが、なんぼこれを大きな声を上げて市長会でも町村会でもやっていっとりますが、若干またその手当の方向、かといって国会議員の先生方、借り入れの方法のやっておりますが、それらに頼っても仕方がないですが、これは大きな問題で、市長会であるとか、町村会であるとか、問題はその方で確保ということで地方財源の確保ということでやって参りますが、市自体もやはり地域の方と協働してこういって、例えば地域の郵便局の方と声掛け運動、配達員さんが一人暮らしの老人の家に行って、いらっしゃいますかと、こういう制度も今取り入れとるともあります。実はうちの町も取り入れとります。そうしたことで高齢者の福祉を守っていくというようなことにも繋げていきたいと思いますが、大変、そいじゃあ3,000、3,400人ぐらいのこのまちで、法人税等の企業等の収入も少ないまちで、独自のできるかということ、進んで先へというわけには参りませんが、現状を切り捨てないということで、現状は私はやっていく数字がありまして、将来的にはやはり大きな問題でありますのでこの問題は重要な点として取り組んで参りたいと考えております。

熊高委員  
桑岡委員長  
熊高委員

委員長。  
熊高委員。

3点ほどお伺いしたいと思いますが、まず1点は、これは暫定予算でありますし、合併して間がない流れの中での旧町の流れを踏襲したということであろうと思いますんで、当然のいろいろ課題もあろうかと思えますけども、その中で具体的には57ページ、58ページの57ページでみますと6目の保健センター費、これ保健センターの運営費というかたちで4施設の運営費が計上されておりますが、この予算にかなりのバラつきがあるんですね。当然これまでの運営形態等、そういったものの違いからきておるんだと思いますが、この際ですから旧他町のことについて私も

疎いわけですから、ひとつ運営の形態ですね、こういったものの流れというものを、この際お聞きをしておきたいと思います。また58ページの診療所費、これも先ほどのセンター運営費と同じような質問になると思うんですが、ここには5つの診療所が書いてありますが、これについてもそれぞれ運営費についてはかなりの予算のバラつきがあります。この運営の形態、そして予算の中身、大まかで結構でございますのでこれについて1点お伺いしたいと思います。2点目は、これは川井保健医療課長さんにお伺いしたいんですが、課の中には健康推進係というのがあります。さらには保健士さんが健康づくり事業に係ることを担当されとります。こういったなかでお伺いするんですが、大変お伺いしにくいものなんですが、というのは先般も総務部長さんにもお願いしたんですが、受動喫煙についてですね、これについて保健福祉部についてはどのように考えておられるのか、同僚議員の皆さんも随分喫煙される方が多いので、喫煙については税金を納めておるんで文句を言うなというふうに随分言われるんで、形見の狭い思いをして喋っておりますけども、分煙というかたちで随分進んではきておりますが、まだ私のようなひ弱な者が煙のそばを通ると倒れそうになるんで、分煙というかたちをしっかりと受動できないようなかたちにするというのが、やはり公的な立場にあるやはり施設、特に我々議員も執行者の職員の皆さんも、市民の健康を守るというような立場で指導的な立場にあるかどうかと思います。率先をして公共的な場所からそういった施設の改善というのが必要だろうと思いますし、今すぐいろんな施設をお金をかけてというのは無理だろうと思いますが、意識改革をですね、するというのにはそんなにお金もかからないと思いますし、数年前に日本の法律の中に正式な名前は忘れましたが、健康づくりプランというものは出ましたですね。その中に随分受動喫煙に関しては詳しく指導も出ております。ただ罰則等はまだまだ無いというのが日本の状況でありますので新しく市としてスタートした安芸高田市にはそういった弱者を守るという姿勢をしっかりと示していただくという意味合いも含めてですね、ひとつ取り組みをしていただきたいと思いますし、その取り組みのお考えをお聞きしたいと思います。3点目は福祉関係には随分施設の運営もあります。老人保健施設、あるいは障害者の皆さんを支援する施設、かなりあるかどうかと思います。合併して私も市内全域のそういった施設の状況というものを十分把握できておりませんし、皆さんもまだ合併して旧他町の状況というものはなかなか把握しにくいと思います。そういった観点から先般も指定管理者制度の中でもいろいろと申し上げたこともございますけども、この際、市内のそういった施設ですね、わかりやすく整理をした物をひとつ提示をしていただけるような、どこかに出てるんかもわかりませんが、一目してわかるようなそういった整理をした資料の提示をお願いしたいと思います。これは今すぐでなくてもよろしいですし、取り組んだものがあればそういったものを出していただければいいと思いますが、今後の課題としてですね、

いろんな整理の中でそういった物が一目瞭然でわかるような、そういった提示の仕方をしていただきたいというふうに思います。以上3点ほどお願いしたいと思います。

桑岡委員長 質疑が続きますようなので、ここで10分間休憩をいたします。  
暫時休憩

~~~~~○~~~~~

午前11時32分 休憩

午前11時40分 再開

~~~~~○~~~~~

桑岡委員長 再開します。

川井保健医療課長 委員長。

桑岡委員長 川井保健医療課長。

川井保健医療課長 それでは先ほどのご質問にお答えしたいと思います。

57ページの方の保健センター費の各4施設あるわけですが、その金額の違いということでご質問だったと思います。八千代の保健センター、高宮の保健センター、向原の保健センターにつきましては高熱水費を主体とした事業費を計上させていただいております。また甲田の保健センター、これは保健センターと言っていますがふれあい甲田のことだということです。ミューズといいますか、あの近くにありますセンターの運営費でありまして、これはこの施設でデイサービス等を行っております。社協が。それに対する委託料1,000万前後の予算計上をしておりますので、この甲田の保健センターの事業費が突出したというものでございます。それと次ページの方の診療所費の診療施設であるわけですが、これの委託料が違うのはなぜかというご質問でしたが、これは委託料といいましても医療費そのものでございまして、佐々部の診療所につきましてはドクター直接は国保支払基金ですか、この方からの直接の経済的な行為をなさるといふ。ですからここにつきましては修理費ということで3万3,000円計上でございまして、他の施設につきましては修理費等も若干ございますが、これの大半は医療費そのものを市の方から基金の方等々へですね、要求してそれを市の方へ入ってそれを各診療施設へ持って出るといふものでございますので、医療費だということでご理解いただきたいと思います。そして受働の弱者の喫煙ということでご質問でございますが、保健師等もかなりの健康教室、市内で展開して参ります。こちら辺りで保護者を含めて弱年者の喫煙ということが体にどの程度かなりのものをもってくかということの説明して参りたいと思います。またもう一つお願い、大人といいますか、二十歳以上の喫煙者の方をお願いしていくわけですが、副流煙ですか、これの害の方がかなりあると思いますので、これらも含めてですね、保健師を中心に公共施設等でPRをしていきたいと思っております。以上でございます。

重本社会福祉課長 委員長。



桑岡委員長 重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長 3点目の市内の福祉関係施設のマップ関係でございますが、昨年3月に高田郡の健康づくりマスタープランにおける福祉関係、保健関係、医療関係の施設についての冊子の中では載せとるわけでございますが、これらにつきましても、これらを元にしまして、また市内の整理しまして今後市民の皆様には解りやすいマップ関係につきましても課題として予算の関係もありますし、検討して参りたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

織田市長職務執行者 委員長。

桑岡委員長 織田市長職務執行者。

織田市長職務執行者 ちょっと関連で答弁をさせていただきますが、58ページの診療所の運営に関する件でございますが、そこにありますようにその他の財源で直接診療所が入ってくるので、その他の財源を6,920万円ほどみておりますが、それから一般財源としては946万円、ただ今課長が申しましたように修理費であるとか、その他の器具であるとかいうもので、美土里町の場合横田診療所、北生診療所は委託でございますのでそのままトンネル予算でございます。若干は施設の修理代がありますが、電気代含めて燃料代含めて全部医師の方で持つようにしておりますが、川根診療所と美土里の歯科診療所、これは直診でございます。美土里町の歯科診療所の場合は広大から教授が来て直診をやっております。従いまして看護婦2名と事務員と看護婦で2名の、元は3名でしたが2名体制で時間も朝の時間から夜の夕方6時までということでございますが、訪問治療、これをやっております。寝たきり老人の訪問治療。10何件美土里町と高宮町で抱えております。私は美土里町の場合はかなりの赤になってきます。しかし老人の訪問治療、これは非常に喜ばれます。これが出来なかったらその老人の方は誰かに付き添われてよその所に治療に行くかせねばなりません、訪問治療を受けられるということ。少々の金はこういう弱者と申しましょか、言葉が適当かわかりませんが、そうしたところへ力を入れることが必要であると。しかしその代わりレセプト点検、うちは二人ほど囑託で入れて年間700万円ばかりのチェックして出しております。それらで埋め合わせをするという意味があります。今ご承知のように山県郡東部の合併が豊平町の直診と芸北町の直診の問題で非常に大きな合併のひとつのなになにになつとりますが、うちも十分な診療体制と申しましょか、残業、繰り延べてもやる。しかし吉田町は歯医者が多いございまして、そこへ行かれる人が多いあります。ある時にある議員さんからこの問題を指摘されまして、実はあなたはの間吉田の方で出ようりなされたがどこへいきなはったかの、言いましたら、歯医者へ行った言うて、それじゃあ美土里町の歯医者は立っていきません。町民が使ってくれんにゃあ。そのことを強く言いました。町民の方へも十分利用していただければ採算は取れるわけですから。美土里町の議員さんもおられますので、ひとつ、高宮の議員さんもおられます。どうか吉田の方が

よけいありゃあしますが、美土里町のこれ使うてもらやあ、赤字になることはありませんのでどうぞよろしくお願い申し上げます。駄弁を申しましたがお許しをいただきたいと思います。以上でございます。

熊高委員 委員長。

桑岡委員長 熊高委員。

熊高委員 実態についていろいろとお話いただきましてかなりの理解ができましたし、今後新市長が決まってこの運営の形態とか方法というのは当然市内の均衡ある体制というかたちも含めてですね、検討されると思いますし、今織田職務執行者が言われたように、それぞれ地域には地域の条件というのがあります。そういった中で全てが平等ということではなしに、条件に応じた公平性というですね、そういったものを含めて施設の運営、在り方というのは当然考えていただけるといふふうに思いますので、今後大きな課題になろうかと思えますんで、しっかり検討いただきたいと思えます。2点目の受動喫煙について、課長さん、まだまだ課長さん自身が認識がかなり低いなという答弁でありましたんで、吸われる方自体も健康を害するというのはいろんな資料から明らかになっておりますが、吸われる方は吸われる方のやはり意見があると思います。ですから少なくとも今の時点で吸われる方まで吸うなというふうなことは私は言いませんけども、吸いたくない者が吸わなくていい状況というものを作る必要があるということで、吸われる方はしっかり囲んででも人の煙でも吸ってもらやあいいと思えますんで、吸いたくない者を保護するというのをひとつ、しっかり早急に取り組んでいただきたいというような思いをしてお願いをしておきます。以上です。

明木委員 委員長。

桑岡委員長 明木委員。

明木委員 先ほどのですね、熊高議員の方で第3点目に指摘されました関連なんですけど、是非ですね、今回出されています施設、先ほども言われましたけども、熊高議員の方からですね、指定管理者制度等に挙げられてる施設等も含めた上でですね、どのような施設があって、それが今どのような運営状況にあるかですね、運営をされてるのか、収支等含めたかたちですね、資料を是非提示してもらいたいと思えますので、その辺よろしくお願ひしたいと思えます。質問ということなんで、その辺まず可能かということで、質問とさせていただきます。

織田市長職務執行者 委員長。

桑岡委員長 織田市長職務執行者。

織田市長職務執行者 はい、まず、私のところでやっております第3セクター、これは当然議会へその実績、事業内容等を報告するようになっておりますので、期別になつとるか、1期、2期、3期、4期別になつとるか、半期毎に2回になつて全体のものがやるようになってるか、ちょっと把握しておりませんが、これは法によって市との第3セクターでございますので、当然、皆さんにその実績なり、経理なりは報告するようになっておりますので、報告を

いたしますが、その他の委託してある事業、これは監査報告でその負担金で出すとか、あるいは補助金で出すとか、当然監査の対象になります。従いまして、監査委員の方から十分その内容等は精査されて、実績等は出されて、国の委託金であるとか、補助金というものは出されるべき筋のものでございますので、当然その監査委員の方からか、あるいは担当者の方からこういう議会の方へご報告申し上げます。

松浦委員 委員長。

桑岡委員長 松浦委員。

松浦委員 私ちょっと職務執行代理者にちょっとお伺いするわけでございますが、今我々が検討させていただいている、その補正暫定予算という66億3,700万、この中で、本日いろいろと検討いただいているその予算案の中で、民生費、あるいは衛生費、そういったようなものをたしますと、26億からの金額になるわけですね。その中で、実際の占める割合ということになると約50%この福祉保健事務事業のために費やすという。そういう中で先ほどからいろいろと出てる話を総合しますとですね、このサービス、あるいは高齢社会を迎えてのこれにかかる費用、あるいはそういったようなものをこれはもうサービスとどうこう云々というようなものになると数限りなく要求が出てくるんじゃないかというふうに思うわけですね。その中で行政としてどう取り組まなきゃいけないとか、あるいは今織田執行市長さんは暫定だと言われますが、今までの町政を担当してこられて、あるいはそういった中で、この福祉行政というものをどういうふうにお考えになっておられるのか、そういったような点をひとつお伺いさせていただきたいと。先ほどのようにこの、例えばもう一つ言わせていただければ、本日のこの予算の中でも、まだまだ国民健康保険、あるいは老人介護保険、あるいはそういうもの総額にしますとですね、この保健関係に今度上程されとるお金というのは60億という数字になるかと思うんです。そうするとこの中で安芸高田市が初めてスタートして、その中でこういう建設的でないひとつのそういう、まあこれは福祉行政ですから、大事にしなきゃいけない予算の中で、税金をこんだだけ消費していくということになると、その税金の使い道というのは公平でなきゃいけないと私は思うんです。そういったようなところに対して、執行部、あるいは市長代務者としてどのようにお考えか、この点を私は聞かせていただきたい、というところで質問させていただきます。

織田市長職務執行者 委員長。

桑岡委員長 織田市長職務執行者。

織田市長職務執行者 はい、確かに福祉保健で占める割合は大きくあります。これは暫定予算ということで従来引き継いできた事業はそのまま引き継ぐということで、将来的にはすぐこの内容等はよくこの予算計上する前には各町の持ち寄りの中で、よく検討をしたわけでございますが、私はこの合併前に既に弱者に対する補助金の一律カットというものはやりませんでした。そちらで補助金の見直し、委託料の見直し、当然必要なことであります。

例えば女性会がかなりの旧村あたりも出しよりましたし、あるいは老人クラブであるとか、各団体出し寄りましたが、その歳出の内容を監査委員さんも私自身もよく精査いたしまして、補助金を削減した経緯があります。例えば女性会の人1泊旅行で県外へ、町外へ出られるということで、予算を補助金の内からというようなこともありました。そういうことがあれば、なんでうちの湯治村で1泊してもらえんのか、温泉いかれるんなら。例えば国民健康保険の家庭表彰、よそへ行ってしよったものを自動車代まで使うて職員が当たり前のように予算計上してきました。なんでその点新しいここができたのになんで使わんのかと。これカットするという予算カットもやって参りました。よくよく予算内容も精査してですね、今後はやっていく必要があると思いますが、今回は3月1日合併しましてですね、なかなかそこまでぴしゃっと執行者としても精査することができませだったし、引き続いて3月暫定から本年度の暫定ということで、非常に期間も短かったということで、財政課、あるいは各部長、課長も非常に頑張ってくれまして、暫定予算を立ったような経緯もあります。今後ともよく内容を精査してこれをやっていきたいということと、国の制度等もいろいろありますが、そこらともいろいろ本当に財政的には苦しゅうはございますが、しかし、合併したからといって住民の福祉が下がるような政策いうものはそれこそ切り捨てになりますんで、そういうことはしないようにしますが、例えば地域振興会あたりの立ち上げをお願いして、行政が元々陰でやりよったものを、今度は知恵と自分の行動で地域を支えていく、こうした人を支えていく、こういう方向へ実は高齢者の方を対象にしてはいけないんですが、おんぶにだっこということをして、今度は一緒に行政と皆さんも一緒にまちづくりをやるんだということにして、今後取り進んでいっていききたいと、このように考えております。ちょっと答弁にならなかったと思いますが、失礼しました。

桑岡委員長 他に質疑はありませんか。

今村委員 委員長。

桑岡委員長 今村委員。

今村委員 この暫定予算の中身がですね、これまでおそらく各町であった事項をですね、そのまま拾い集めたという状況が見えるわけです。従いまして、例えば運営費等ですね、事業の中身がですね、それぞれ違うというような状況もありますし、おそらく負担金及び補助金、あるいは交付金の項目についてもですね、委託料についても中身の違うようなことがですね、一律的に載っとるんじゃないかと思われるんです。今後、16年度の本格予算にですね、事業別にそういった項目を整理される必要があるんじゃないかというふうに思うわけですが、そういったご用意があるのかというのが1点と、それからちょっと職務執行者がおられますので、併せてですね、これまで各町での今度16年度の予算に対して、総合的ないわゆる精査が無かったんじゃないかというふうに聞いとるわけです。

そこらへんを今後どういったかたちでですね、16年度に反映される予定なのか、その2点をお伺いします。

織田市長職務執行者  
桑岡委員長  
織田市長職務執行者

委員長。  
織田市長職務執行者。

はい、暫定予算で各町の持ち寄りというご指摘がありました。そういう点もありますが、かなりの見直しはしております。例えば国保税にいたしましても、うちは1万なんぼ上がります。全部高田郡の平均をとって、高田郡は一律にしております。それから先般も申しましたように、うちの保育所の保母は嘱託で通勤手当からボーナスも出しようりましたが、確保できないもんで、それは一律に合わせんにやいけんということで日給制に落としました。今実際うちで困っとるのは保母の確保に。保育士の確保に。普通の人辞めていくと、これ困っとるんですよ。そういっても高田郡の一带がみなそれでいくんなら、賃金制度で本職員もおりますがね、あと、延長保育、早朝保育もやりますんで、そこは賃金職員でやろうということやってきましたが、うちは実は嘱託職員でやとりました。ある程度高う出さなきゃあ確保出来ないもんでですね。そこらも全部見直しまして、市一律でやってきましたので、かなり施設によってはバラつきはありますよ今の内容によってバラつきが。そこらは各担当課長、各旧町村内でよく検討してこの予算は編成されておりますので、しかし、今後これに対するなにかがあるという部分は、絶対これ確実なもんとは言えませんので、新しい市長のもとで本予算を組む時にはしっかりした説明ができる本予算になっていこうと。しなければなりませんし、そのようになっていきます。

桑岡委員長

他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

この際13時まで休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後0時03分 休憩

午後3時00分 再開

~~~~~○~~~~~

桑岡委員長

再開いたします。

続いて議案第13号、平成16年度安芸高田市老人保健特別会計暫定予算についての件を議題といたします。

福祉保健部長から要点の説明を求めます。

福田福祉保健部長  
桑岡委員長  
福田福祉保健部長

はい、委員長。

福田福祉保健部長。

はい、失礼いたします。それでは議案第13号、平成16年度安芸高田市老人保健特別会計暫定予算についてご説明いたします。

この案件につきましても3月12日定例会初日におきまして、市長職務

執行者及び総務部長より提案説明等がございましたように、暫定予算ということでございまして、4ヶ月分の医療費等の予算計上でございます。詳細につきましては課長に説明をいたさせますのでよろしく願いいたします。

川井保健医療課長

委員長。

桑岡委員長

川井保健医療課長。

川井保健医療課長

それでは議案第13号について概略説明させていただきます。まず1ページの方でございますが、歳入歳出それぞれ19億2,010万9,000円と定めるものでございます。または第2条におきましては、一時借入金の最高額を5億円と定める予算でございます。

それでは事項別明細書の方でご説明を申し上げたいと思います。ページ数につきましては、8ページの歳入の方からお願いしたいと思います。まず、歳入でございますが、支払基金交付金の方で、目の1医療費交付金の方が現年度分が8億6,048万8,000円の予算計上でございます。また2の審査支払手数料交付金といたしまして現年度分が593万1,000円の予算計上させていただいております。

また次にあります国庫負担金の方でございますが、目の1の医療費負担金といたしまして現年度分3億7,287万8,000円の予算計上でございます。

また県の負担金といたしましては現年度1億39万円を予算を計上いたしております。

また次ページ9ページの方の繰入金の関係でございますが、一般会計の繰入金の方から5億8,041万1,000円の繰入金を予定しております。

次につきましては繰越金等存目ということで入れておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

続きまして歳出の方お願いしたいと思います。ページ数につきましては11ページの方でございます。

まず医療諸費の方でございますが、目の1の医療給付費の方でございますが、これは扶助費といたしまして18億3,736万2,000円予算計上といたしております。また続きまして2の医療費支給費でございますが、これは7,483万4,000円の予算計上でございます。続きまして目の3の審査支払手数料でございますが、790万8,000円のレセプト等の審査手数料を予算計上させていただいております。

また次の一般公債費の方でございますが、これは存目ということで、償還金のところでも1,000円予算計上しております。

以上、老人保健の方を概略説明させていただきました。よろしく願いいたします。

桑岡委員長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

桑岡委員長 続いて議案第14号、平成16年度安芸高田市介護保険特別会計暫定予算についての件を議題といたします。

福祉保健部長から要点の説明を求めます。

福田福祉保健部長 はい、委員長。

桑岡委員長 福田福祉保健部長。

福田福祉保健部長 はい、続いて議案第14号、平成16年度安芸高田市介護保険特別会計暫定予算についてご説明いたします。この案件につきましても同じく3月12日定例会初日におきまして、市長職務執行者及び総務部長より提案説明等がございましたように、暫定予算ということで、7月分までの保険給付費の予算計上でございます。詳細につきましては主幹に説明させますのでよろしくお願いたします。

花尾主幹 委員長。

桑岡委員長 花尾主幹。

花尾主幹 それでは議案第14号、平成16年度介護保険特別会計暫定予算について説明させていただきます。

まず1ページでございますけども第1条歳入歳出の暫定予算の総額はそれぞれ7億8,994万8,000円とするものでございます。第2条で一時借入金の借入最高額は3億円と定めるものでございます。

それでは内容について説明させていただきます。8ページをお開き下さい。

まず、款1保険料項1介護保険料目1第1号被保険者保険料でございますけども、節1で現年度分特別徴収保険料として1億2,000万、節2といたしまして現年度分普通徴収保険料1,345万1,000円ということでございます。

それから款4国庫支出金項1国庫負担金でございますけども、これは介護給付費の本来約20%にあたるものでございますけども、国庫の負担金として1億2,600万円でございます。款4国庫支出金項2国庫補助金目1調整交付金でございますけども、本来介護給付費の約5%にあたるものでございますけども暫定予算ということで存目とさせていただきます。

款5支払基金交付金項1支払基金交付金目1介護給付費交付金でございます。これは社会保険診療報酬支払基金の方からの交付をされるものでございます。介護給付費の本来の32%にあたります2億2,600万円を見込んでおります。

款6県支出金項1県負担金目1介護給付費負担金でございます。これは県の負担金として12.5%部分にあたるものでございます。現年度分として8,800万円の歳入を見込んでおります。款6県支出金項2財政安定化基金支出金目1貸付金でございますけども、存目でございます。

款8繰入金項1基金繰入金目1介護給付費準備基金繰入金でございますけども、存目として挙げております。同じく11ページ項2一般会計繰入金でございますけども、目1介護給付費繰入金現年分として市からの繰り入

れとなりますけども2億79万4,000円。それから目2の事務費繰入金として総務関係の繰入金177万4,000円、保険料賦課徴収に関するもので169万円、それから要介護認定等の事務費繰入金で1,220万4,000円とするものでございます。

それでは歳出の方の説明をさせていただきます。13ページをお開き下さい。

款1総務費項1総務管理費目1一般管理費でございますけども166万6,000円、これは介護保険の事務費等として計上しているものでございます。款1総務費項2徴收費目1賦課徴收費でございますけども、保険料の賦課徴収として主なものが12の役務費125万円、これは郵便通信費等でございます。

それから14ページをお開き下さい。

款1総務費項3介護認定審査会費目1介護認定審査会費でございます。本年度336万5,000円でございます。主なものは1報酬といたしまして246万4,000円、これは毎週2回要介護認定の審査会を開いておりますけども、5人の合議体で月8回開催をいたします。その認定審査会委員さんの報酬でございます。目2認定調査等費でございます。本年度883万9,000円でございます。主なものは13節委託料でございます。これは介護認定申請に伴います訪問調査並びに主治医意見書の意見書料として714万円でございます。

次に款2保険給付費項1介護サービス等諸費でございます。これは要介護1から5に認定された方の給付費でございます。目1居宅介護サービス給付費でございますけども、これはホームヘルプサービス等の在宅関係のサービスでございます。2億5,000万円。それから15ページでございますけども、目3施設介護サービス給付費、これは特養あるいは老健等々の施設の入所に要する費用でございます。4億3,500万円。それから目5居宅介護福祉用具購入費でございますけども、福祉用具の購入費として143万4,000円、6居宅介護住宅改修費でございますけども1,100万円、それから7居宅介護サービス計画給付費でございます。これはケアマネージャーの方がサービスの計画の管理を行いますけども、ケアマネージャーの費用でございます、3,000万円でございます。

それから16ページをお開き下さい。

款2保険給付費項2支援サービス等給付費でございます。これは要支援と認定された方に対する給付の費用でございます。目1居宅支援サービス給付費でございます。これは在宅でのサービスで、ホームヘルプサービス、デイサービス等でございます、2,500万円。それから3目居宅支援福祉用具購入費33万4,000円、4目居宅支援住宅改修費510万円、5目居宅支援サービス計画給付費1,000万でございます。それから17ページでございます。款2保険給付費項3その他諸費目1審査支払手数料でございます。これは国保連合会での審査支払に関する手数料150万円でございます。次に款2保険給付費項4高額介護サービス費目1高額介護サービス費



でございますけども、要介護と認定された方に対する高額介護サービスの給付費でございます、466万7,000円でございます。

18ページ以降につきましては、款5諸支出金項1償還金及び還付加算金目1第1号被保険者保険料還付金ということで、20万円の還付金の予算計上をしております。

以上で説明の方を終わります。よろしくお願いたします。

桑岡委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

熊高委員 委員長。

桑岡委員長 熊高委員。

熊高委員 介護保険サービス、これにはかなりの費用が要っておるわけですけども、この介護サービスについてはいろいろな内容においていろいろな目的があると思いますが、認定等においては1から5までの要支援の状況があるというふうなかたちが1つの例としてありますけども、そういった要支援の皆さんに対するいろいろサービスにおいて費用がかかっておるわけですけども、当然医療的な支援、あるいは在宅とか施設介護とかいろんなかたちの支援というのがあると思えますね。その中には一つにはどうしても医療的に対応する部分というのがあると思えますし、認定度が低い方においてはそれをさらに介護することによって自立できるようなかたちにするという、一つの目的があると思えますね。その辺が現在の状況というのは医療、あるいは健康づくり、そういったものも含めていろんな連携がまだまだ十分ではないというふうに私は思うんですね。これもこれからの新市の市長が決まってからの取り組みということになるかと思えますが、少なくともこの担当される部においてですね、今後そういった視点でやはり費用をできるだけ抑えるということは自立をする人を増やすという他ならんと思うんです。そういった観点でこの事業を取り組んでいかれる気持ちがあるのか無いのか、実態も含めてですね、今後新市の流れの中で大きなポイントにもなつてこようと思えますんで、そういった視点での考えを少し伺いをしておきたいと思えます。

花尾主幹 委員長。

桑岡委員長 花尾主幹。

花尾主幹 はい、まず給付の関係でございますけども、もう新聞等でもご存知のことと思えますけども、給付費用年々伸びております。もちろんこの安芸高田市、元は広域連合で実施をしておりましたけども、平成12年の4月1日と現在の状況を比べますと、かなりの伸びが出ております。その中で施設の方については施設そのものの増えないというところがありまして、そう伸びてはおりませんけども、特に在宅福祉についてはかなりの伸びを示しているところがあります。それで先ほどのご質問にありましたように、介護保険は介護を提供することによっていろんな自立の方にもっていくというのが元々の介護保険の目的でございます。それに

伴いまして国の方でも平成17年度、18年度からの法施行に伴いますいろいろな今検討を重ねております。ということでそこらへんの方針を国の方が示してくるとは思いますけれども、安芸高田市といたしましてはやはり介護保険を運営していく中心の要となりますのは、ケアマネージャーでございます。ケアマネージャーがいかにその人の本人の生活が自立できるようにサービス計画を組むかということにかかっていると思いますので、今後ともケアマネージャーさんとの連携を取りながら介護給付に努めていきたいというように思っております。

浮田委員 委員長。

桑岡委員長 浮田委員。

浮田委員 浮田です。現在のですね、要介護者、要するに要支援からですね、要介護5までのですね、人数というか、何人になつとるかというのと併せてですね、前期高齢者数並びに後期高齢者数の数を教えていただきたいというように思います。

花尾主幹 委員長。

桑岡委員長 花尾主幹。

花尾主幹 それでは要介護認定者の人数のご質問でございますので、第1点目でございますが、2月の状況でございます。要支援と認定されておられます方が428名、要介護1が881名、要介護2が346名、要介護3が249名、要介護4が232名、要介護5が254名ということで2,390名ということになります。高齢者の方でございますけれども、前期高齢者75才未満、65歳から75才未満の方が4,891名、75歳以上の方が5,836名、合計10,727名、これも2月現在の状況でございます。以上でございます。

桑岡委員長 他に質疑はありませんか。

藤井委員 委員長。

桑岡委員長 藤井委員。

藤井委員 1点お伺いをいたします。この介護保険につきましては広域連合の方ですね、今まで花尾主幹中心でやっておられたという経緯は私もよく存じ上げております。昨年見直しもございましてですね、あったわけですが、今安芸高田市としての位置付けですね、県下の中での位置付け。どのような位置付けになっておられるのか、またその位置付けにおいては今後どのような取り組みをされようとしているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

花尾主幹 委員長。

桑岡委員長 花尾主幹。

花尾主幹 県下の位置付けということで、保険料のことについてお話をさせていただきます。月額保険料でございますけれども第2期の介護保険の事業計画の保険料でございます。県の平均が3,570円ということになっております。それで最高が4,683円、最低が2,292円という状況でございます。それに対しまして安芸高田市は3,308円ということでございまして、上位一番高いところから数えますと39番目、大体中ぐらいのところというところ

ころになっております。ということで県の平均よりも下の保険料の設定ということになっております。以上でございます。それでは今後の方向でございますけども、今在宅関係が先ほどにも申し上げさせてもらいましたように、今かなり伸びが見込みがあります。というところでやはり今度第3期の介護保険の事業計画ということになりますけども、今の状況でそのまま推移いたしますと保険料の方、若干上がってくるのではないかとこのように思っておりますが、今国の方でこの介護保険制度につきまして、要支援をどうするか、サービス内容をどうするか、あるいは障害者の制度も併せてというようなことも検討しておりますので、そこらへんの動向を見て今後いきたいというように思っております。以上でございます。

桑岡委員長 他に質疑はありませんか。

浮田委員 委員長。

桑岡委員長 浮田委員。

浮田委員 浮田です。担当課長にお尋ねしますが、先ほど居宅支援サービスが今後重要視されるということですが、4年前にですね、日本青年会議所の調査によりますと高校生1,000人を対象にしてですね、中国、そしてアメリカ、日本をですね、親がどうしても働けなくなった時にどうするかを、親をどうしても見るのかという問いに対して、中国は66%親を見る、アメリカが46%、日本は18%しか親をどうしても看ないというようなデータが出ておまして、そこらからですね、要するに日本の親に対する意識改革というようなもんがある程度考えられてですね、やっぱり出来るだけ人生にとって、生まれたとこでこの生涯を終えたいというのが人生の願望であろうというのが見直されてですね、やはり出来るだけ家で親を見るといいますか、居宅サービスの重要性がクローズアップされてきとります。そういう関係の中で、安芸高田市としてもそうした点を踏まえて取り組んでおられるということですが、そこらの問題についてですね、もう少し詳しく担当課長の方から居宅支援サービスの重要性についてお話いただければと思います。

花尾主幹 委員長。

桑岡委員長 花尾主幹。

花尾主幹 はい、居宅サービスでございますけども、今先ほど浮田委員さんの方からありましたように、誰しも自宅で生活したいというのはどなたも持っておられることだろうと思います。そういうようなところで介護保険制度も元々の発足は居宅でいかに介護を進めていくかというのが目的でございました。それから施設介護というところでございましたけども、そういうところで介護保険制度がスタートしております。それで当初居宅サービスが12年7月から給付が始まりまして、なかなか居宅サービスが伸び悩んだ状況がありましたけども、14年から15年にかけて居宅サービスがかなり利用が伸びてきております。というところで在宅を中心にした介護サービスがだんだん安芸高田市においても給付が出来るのではない

かなという具合に考えております。そうは言いましても、どうしても在宅で生活出来ない人は出てこられますので、その分についてはやはり施設サービス等で実施をしていきたいというように思っております。

桑岡委員長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。5分間ほど休憩したいと思います。

~~~~~○~~~~~

午後1時24分 休憩

午後1時29分 再開

~~~~~○~~~~~

桑岡委員長 再開いたします。

続いて議案第11号、平成16年度安芸高田市一般会計暫定予算についての件の内、産業振興部及び農業委員会に係る部分を議題といたします。

産業振興部長から要点の説明を求めます。

清水産業振興部長 委員長。

桑岡委員長 清水産業振興部長。

清水産業振興部長 それでは平成16年度の暫定予算に係ります産業振興部並びに農業委員会関係の予算についての説明を申し上げます。

本予算につきましては、これまで職務執行者、総務部長より説明がございましたように4月から7月までの暫定予算の経費を主として経常経費について計上いたしております。産業振興部の方は農林水産課、地域営農課、商工観光課の3課、それから農業委員会という組織で農業振興、あるいは商工観光振興を所管して参ります。

それでは農業振興部の所管します平成16年度の暫定予算の総括について説明申し上げます。この度は4ヶ月分の経常経費を計上しております。総額としましては4億8,430万円の予算を計上しております。さらに農林水産業の関係の災害復旧費といたしまして存目として1万2,000円を計上いたしております。なお、農林水産業費の中には建設部が所管いたします農業集落排水への繰出金の1億数千万円が含まれております。

それと昨日自治振興部の方で説明があったかと思いますが、予算書でいいますと39ページでございますが、自治振興費の中の地域振興支援費2,563万4,000円の中の説明の中で、エコミュージアム川根とレインボーファームの運営助成ということの説明が自治振興部の方であったかと思いますが、この内レインボーファームの経費につきまして、農林水産業費のページ数でいいますと67ページ、商工費の観光費になりますが、67ページの説明欄にレインボーファーム1,000円ということで存目としてここに計上されております。これは昨日説明申し上げました、自治振興費のレインボーファームとだぶったものでございます。これにつきましては施設の目的からしまして自治振興、あるいは農業生産の加工施設の

目的を持った施設でございまして、当初自治振興、あるいは産業振興どちらかで整理をするかということの議論の中で、商工観光の方にも存目として1,000円がそのまま計上されたものでございます。この整理につきましては本予算の中で商工観光費のレインボーファーム1,000円の方を削除しまして、補正減をしまして整理をさせていただきたいというふうに思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは予算書で59ページになりますが、労働費の方から関係課長の方から説明を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

久保商工観光課長  
桑岡委員長  
久保商工観光課長

委員長。

久保商工観光課長。

それでは59ページの5款労働費1項労働諸費1目緊急雇用創出事業費でございまして1,300万円の予定をいたしてあり、補助率は10分の10でございまして。これは県から配分をいただいております、具体的には林道沿線美化及び森林環境整備事業、農林道等環境保全対策事業、不法投棄された廃棄物の緊急除去事業、地域間連絡道沿線美化整備事業、資料館所蔵フィルムのデジタル化事業等を計画いたしてあります。

藤井農業事務局長  
桑岡委員長  
藤井農業事務局長

委員長。

農業委員会、藤井事務局長。

それでは農業委員会よりページで60ページの6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費について説明させていただきます。

節の説明でございまして。報酬につきましては513万6,000円、これは農業委員さん74人分の委員報酬でございまして。それと賃金48万円、これは臨時雇用の賃金でございまして。報償費につきましては、小作料の改正等に伴います委任等の謝礼でございまして。これが15万7,000円。それと9節の旅費でございまして40万2,000円、これは主なものは委員さんの費用弁償でございまして。それと11節の需用費でございまして100万4,000円、これは主にコピー代の用紙代でございまして。次に委託料でございまして28万3,000円、これは主なものは議事録作成の業務の委託でございまして。それと19節の負担金及び交付金でございまして、これにつきましては主なものは県の農業会議の賛助会費でございまして。これは県の農業議会から内示がありました金額で70万3,000円を計上してあります。以上でございまして。

大野農林水産課長  
桑岡委員長  
大野農林水産課長

委員長。

大野農林水産課長。

はい、農林水産課長でございまして。同じく60ページの6款農林水産業費2目の農業総務費についてご説明申し上げます。主に説明欄の金額について詳しくご説明申し上げます。

まず農業総務費の一般職員人件費につきましては農林水産課、農村整備係、農業振興係の職員の人件費6,302万円でございます。続きまして農業総務費の管理費でございまして、この4,006万6,000円の主たるものはご承知のように鳥インフルエンザ、また牛のBSE等、今食に対する

安心安全が問われてきております。そういった中でこの農業総務管理費の中では、安芸高田市としてトレーサビリティ事業を新たに組み込んで参りたいと。いわゆる生産者の顔が見える食品生産に取り組みたいといったところを主に管理費に計上いたしております。農業集落排水事業特別会計繰出金につきましては、先ほど部長がご説明申し上げた通りであります。

続きまして61ページに参ります。

農業振興費でございます。農業振興事業費、これにつきましては有害鳥獣の駆除、安芸高田市のそれぞれの地域で有害鳥獣に対する補助金等を、この農業振興費の需用費の中で計上いたしておりますし、農業振興地域整備計画、これは5年に1回の見直しを求められておりますが、今回安芸高田市になったことから、一円の振興計画を立てたいということでここに計上いたしております。続きまして中山間地域直接支払事業費1億372万9,000円でございますが、6町で総事業費3億の事業でございます。16年度が最後の事業でございます、ここに1億300万あまりを計上いたしております。続いて水田農業経営確立対策事業費335万8,000円につきましては、16年の配分につきましては6町それぞれの率を使って配分をいたしてきました。17年につきましては統一の配分を予定いたしております。続きまして農用地利用集積特別対策事業費でございますが66万7,000円、これにつきましては流動化推進委員さん、農業委員さんにより報酬でございます。農業振興センター管理事業費につきましてはこの266万4,000円につきましては、現在向原町にあります農業振興センター、この中に土地改良区の事務局と森林組合の向原事業所、安芸高田農林業振興公社が入っております、その管理事業費を266万4,000円計上いたしております。次に農業振興施設管理運営費でございますが、安芸高田市内にあります各種農業振興施設の管理運営費を1,307万7,000円計上いたしております。

続きまして62ページをお願いいたします。

畜産振興費でございます。畜産振興事業費5,668万5,000円の内訳でございますが、これは特にこの中の19節の負担金補助及び交付金の6,026万5,000円が主でございます、高田家畜診療所への助成、酪農振興会、共進会補助金、和牛改良組合等への助成、酪農ヘルパー助成等でございます。畜産振興施設の運営費440万1,000円につきましては、安芸高田市内にあります、主に堆肥センターの管理運営費を計上いたしております。安芸高田市がスタートしてとりわけ鳥インフルエンザの対応に、私ども農業振興課が追われておまして、それぞれ支所に対しても、あるいは農家に対してもこの鳥インフルエンザについては周知徹底をしているところですが、明日県の初めての会議が持たれることになっております。またその会議をうけて神経質にならない対応をしていきたいと考えております。

続きまして、5目の地域営農費につきましては地域営農課長からご説

明いたします。

岡崎地域営農課長  
桑岡委員長  
岡崎地域営農課長

はい、委員長。

岡崎地域営農課長。

はい岡崎です。款6農林水産業費項1農業費5地域営農費、本年度予算1,954万円。内容の説明をさせていただきます。地域営農費として地域営農指導費1,742万9,000円、これにつきまして事務事業の内容、概略を説明させていただきます。農業関係団体に関する事、地域営農の担い手育成に関する事、集落営農推進及び支援に関する事、農地流動化の推進に関する事、農作業受委託に関する事、農業公社運営指導に関する事、都市農村交流事業に関する事をもって、営農指導費を活用させていただきます。続きまして普及指導費についてご説明させていただきます。農業経営指導に関する事、特産品の開発に関する事、農産物認証制度に関する事、農産物の販売及び販売施設に関する事、以上のことにつきまして、今度は節の方で説明させていただきます。主なものだけ説明させていただきます。

13の委託料をお願いします。農作業の受委託に関する事として、吉田アグリサポート事業委託料193万3,000円、特産品の開発に関する業務委託料といたしまして159万4,000円、都市農村交流事業に関する事といたしまして77万8,000円、合計430万5,000円を委託料に計上させていただきます。19負担金補助及び交付金についてご説明させていただきます。これにつきましては県地域農業集団連絡協議会負担金といたしまして、安芸高田市に営農集団が85団体ありますが、1団体あたり3,000円として25万5,000円の負担金です。それと安芸高田市農林業振興公社の運営補助金といたしまして666万7,000円の運営補助金でございます。それから県補助事業でございますが、ほ場整備事業にかかるソフト事業に対する補助金といたしまして128万6,000円がございます。その他といたしましては市単独事業といたしまして、農業関係団体に対する補助金がございます。以上でございます。

大野農林水産課長  
桑岡委員長  
大野農林水産課長

委員長。

大野農林水産課長。

農林水産課長でございます。同じく62ページ6目の農村整備費についてご説明をいたします。この農村整備費の中で農村整備総務管理費5,641万4,000円ですが、主に安芸高田市内にあります土地改良区への助成、土地改良事業団体連合会等への会費、県の工事の負担金等をこの農村整備総務管理費の中に計上いたしております。維持管理費として農道維持管理費50万6,000円計上いたしておりますが、これは農道の管理、草刈り等に対する委託料、あるいは農道の維持補修に使用します原材料費を計上したところでございます。水利施設等維持管理費851万8,000円につきましては、安芸高田市内にあります灌漑排水、あるいは井堰、ため池等の維持管理、あるいはそれを管理するための補助金を計上いたしたところでございます。

続きまして63ページをお願いをいたします。

この中では公園等維持管理費196万9,000円計上いたしておりますが、これも安芸高田市内にあります各種公園の維持管理費を計上いたしたと  
ここでございます。続きまして林業費に参ります。63ページの林業総務費、  
一般職員人件費等につきましては農林水産課の農林水産係の職員の人件  
費を計上し、林業総務管理費240万9,000円につきましては、とりわけ太  
田川流域の森林整備センター、郷野川、高橋川上流域の森林整備センタ  
ー、あるいは広島県みどり推進機構、日本桜の会、広島県景観会議等の  
負担金補助金を主に計上いたしております。

次の64ページをお願いをいたします。

2目の林業振興費でございますが、林業振興費の中の林業振興事業費  
30万9,000円計上しております。これは緑の少年団等への補助金を中心  
でございます。有害鳥獣対策事業費629万円につきましては、有害鳥獣  
捕獲に対する委託料、特に猿、シカ、イノシシ、野犬、カラス等の捕獲  
に対する委託料を中心に計上しております。森林整備地域活動支援交付  
金事業1,165万2,000円につきましては、農地の中山間地域の直接支払と  
同じようなかたちで森林を守るという意味から、ヘクタールあたり1万  
円の助成を組んでその交付金を計上いたしております。林業振興施設管  
理費228万8,000円は、安芸高田市内にあります森林公園等への補助金、  
それから生活環境保全林、吉田サッカー公園で整備をしております事業  
に対する委託料を中心に計上いたしました。3目の造林事業費ですが、  
分収造林、ここ3,000円になっております。これも引き続き取り組んで  
参りたいということで計上いたしております。ここで一つ訂正をお願い  
いたします。流域森林総合整備事業費、その下に地域公益保全林整備事  
業費となっておりますが、この地域ではなくて流域でございます。流域  
公益保全林整備事業ということで、引き続きこれを取り組みたいとい  
うことで計上いたしております。流域に訂正しておきます。4目の林道整  
備事業費につきましては林道の維持管理費715万3,000円計上いたして  
おります。この715万3,000円につきましては安芸高田市内にあります林道  
の除草が中心でありまして、その委託料。それから維持修繕に対する補  
助、あるいは維持修繕の工請け等を計上いたしております。

次のページをお願いいたします。65ページです。

治山事業の中の小規模崩壊地復旧事業、これも存目で各町とも要望い  
たしておりますので予算計上いたしました。続きまして水産業費に参り  
ます。1目の水産業総務費、水産業総務管理費の70万1,000円につきま  
しては、江の川漁協、三篠川漁協、可愛川漁協等への負担金を中心に計上  
いたしました。

続いて商工費につきましては代わってご説明申し上げます。

久保商工観光課長  
桑岡委員長  
久保商工観光課長

委員長。

久保商工観光課長。

それでは66ページをお願いいたします。7款商工費1項商工費1目商工



総務費でございますが、事務的経費を計上いたしております。2目商工業振興費の内商工業振興事業費として1,171万6,000円計上いたしておりますが、商工会運営補助金でございます。商工業振興施設管理費として224万円計上しておりますが、地場産業振興センター及び物産館に係る経費が主なものでございます。次に3目観光費でございますが、観光振興費の観光振興総務管理費といたしまして1,094万7,000円計上しておりますが、主なものといたしまして観光パンフレット印刷代、各種協議会等への負担金及び商工観光課が所管いたします祭りへの補助金でございます。交流支援事業費のサンフレ支援事業費として89万3,000円計上いたしております。観光振興施設運営費884万円の対象施設は、郡山公園、香六ダム公園、大土山いこいの森キャンプ場、八千代いこいの森キャンプ場、潜龍峡ふれあいの里及びほととぎす遊園でございます。施設運営に必要な賃金、光熱水費、委託料等を計上いたしております。以上でございます。

桑岡委員長 これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

浮田委員 委員長。

桑岡委員長 浮田委員。

浮田委員 浮田でございますが、担当課長にお尋ねをいたしますが、ただ今林業関係についてですね、いろいろ説明をいただいたんですが、残念なるかはですね、植林といいますか、植樹というか、その項目があまり見えて参りません。将来の安芸高田市を考えた場合にですね、なるほど有害鳥獣の対策とかいろいろ山持ちのですね、植林意欲が減退しとるとか、いろいろ問題点はありますが、やはり安芸高田市の将来を考えた場合に、もっと積極的に植樹の奨励をするということがですね、より大切ではなからうかと私は思いますが、これについて担当課長の見解を求めます。

大野農林水産課長 委員長。

桑岡委員長 大野農林水産課長。

大野農林水産課長 はい、農林水産課長でございます。ご指摘の造林に関してですが、確かにこの予算の中で、新しく植栽をするとか、あるいは枝打ちをするとか、間伐をするとかいうことを私も申しませんでしたし、この説明欄にも書いてございませんが、今まで取り組んできましたそれぞれの森林総合整備事業計画に基づいてですね、とりわけ安芸高田市内山林が80%以上占めるということから、この事業については引き続き積極的に取り組んで参りたいと考えております。

浮田委員 委員長。

桑岡委員長 浮田委員。

浮田委員 担当課長の非常に前向きで積極的な答弁をお聞きしておりますので、是非ともこの問題が成就するように期待をしております。それともう1点有害鳥獣対策でございますが、先ほどの説明の中でですね、61ページのですね、中で、有害鳥獣対策ということを言われて、また64ページの

中で有害鳥獣対策事業費ということを言われましたが、この2点につきましてですね、もう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

大野農林水産課長  
桑岡委員長  
大野農林水産課長

委員長。

大野農林水産課長。

農林水産課長でございます。説明不足があったかと思いますが、61ページからもう少し詳しくご説明申し上げます。61ページの3目農業振興費の中の農業振興事業費430万1,000円の中に有害鳥獣駆除の関係予算をご説明申し上げました。これは安芸高田市民の方が個人で地域に柵を張るとか、あるいはネット張るとか、あるいは集落を囲うとか、そういった場合に農業振興事業費を使ってその集落に対したり、あるいは個人に対して助成をするという意味で、この農業振興の方に計上をいたしました。それから猟友会、あるいは駆除班等に対してですね、有害鳥獣を捕獲していただくこの項目を64ページの有害鳥獣対策事業費に計上いたしましたところでございまして、それで区分けをお願いいたします。

浮田委員  
桑岡委員長  
浮田委員

委員長。

浮田委員。

64ページの中でですね、有害鳥獣対策事業費の件でございますが、もう少し詳しくというのはですね、例えば今まで各町ですね、シカを1頭何した場合にいくらとか、イノシシを捕まえた場合にいくらとかですね、あるいはカラスを何したときにいくらとか、あるいはそうした地域に先ほど柵について個人が言われましたが、例えば団体でですね、その地区で例えばイノシシ対策とかシカ対策時に問題でですね、団体で柵をやった場合にはこの項目に入るのかどうか、そこらについて説明をお願いします。

大野農林水産課長  
桑岡委員長  
大野農林水産課長

委員長。

大野農林水産課長。

農林水産課長でございます。最初の64ページのですね、有害鳥獣対策事業費の中の、1頭あたりの捕獲に対する安芸高田市の助成をどうするのかということだと思います。実は先般市長同席の中で、第1回の連絡協議会を開催をさせていただきました。これは猟友会の会長さん各町の。それから捕獲班の班長さん、2名ずつ12名の方に同席をしていただいて協議会を持たせていただいたところでございまして、その中で先ほど申し上げましたシカ、イノシシの捕獲の単価につきまして議論があったところでございます。私も初めてこの席に出席をして、会長さんの意見を承ったわけですが、それぞれやはり特性がありましてね、シカがたくさん出る地域と逆にイノシシが多いという地域がございまして、今まで産業振興部会でこの単価については回を重ねて協議をして、部長も苦慮して単価を決めてきたところでございます。市長同席の中でいろんな意見をお伺いして、それについては市長も検討するというのを市長答弁をいたしておりますので、単価についてはこれからこの前の意見を参考にしながらですね、正式な単価を決定をしていきたいというふうに考えてお

ります。それから集落ですね、囲いをしたという場合に補助金が出るかということですが、これも今まで1年間産業振興部で協議を重ねてきておりまして、基本的には吉田町が今されている方式を元にしてですね、安芸高田市においても補助金を出していこうということが決定をされておりますので、これについても新市において決定をするということになっておりますので、早い機会に市民の方に解りやすく補助事業についてはPRをしていきたいと考えております。

浮田委員 委員長。

桑岡委員長 浮田委員。

浮田委員 浮田です。今担当課長から答弁をいただいたんで、誠にありがたいんですが、ただ私さっきですね、イノシシとかシカの問題について触れたのはですね、八千代がおそらくずば抜けておるんじゃないかと思うんですよね。年間イノシシがおそらくうちが60、70、そしてシカが220から230ぐらい猟友会の方が捕っていらっしゃるので、おそらく高田郡でみたらずば抜けた存在かなと思いますんで、そこらを積極的にですね、有害鳥獣対策について日曜に本当に我が事のように出てもらっておりますので、出来るだけ早くですね、対策を立てていただいて対応していただきたいということをお願いしておきます。

織田職務執行者 委員長。

桑岡委員長 織田職務執行者。

織田職務執行者 はい、先般先ほど課長が申しましたように、郡内の旧6町の猟友会長並びに駆除班長等が寄りまして、協議いたしました。新しい市の会長、役員決めるということですけど。その場で提案があったのはシカの問題、シカの駆除費を八千代町は1万円、これ非常に多いということで。それからイノシシは少ないということで八千代町ゼロじゃなかったかな。それから美土里町辺りは双方とも5,000円、そこらで価格の設定ということで、イノシシが3,000円にシカが7,000円という設定を関係課の方から出しておりましたら、先ほどご指摘のように非常に八千代はシカが多いという非常に被害が多いということで、1頭あたり1万円という数字でございますし、他の町で若干はありますが、高宮町あたりでは非常にシカは少ないという。しかし反対にイノシシが多いという。そこは今まで5,000円だったのを今度は3,000円にしようといういろいろ経緯があって、かなり紛糾いたしましたので、この点については私も長い間鉄砲の猟友会の方にやっとりまして、殆どの役員の方存じておりまして、時間もかかりますので私に一任してくれということで、この単価はまだまだ協議しているいろいろご意見はありますが、やはり新しい市では統一的な見解は必要であろうかと思えます。どこの旧の町へ多く出して、いうわけには参りませんので、いろいろ検討して駆除班の方、非常に辛苦していただいております。それと一般農家の方も自分からの被害は自分で自ら守るというお考えでなっていて、農業振興費の方へ予算付けをしております集団での柵の設置であるとかいうことで対応していただき

いと思っけていまして、山の場合のシカの場合には非常にまた難しいんですね。美土里町の場合には矢賀地区、これシカが出るということでイノシシも出るということで、中山間地の事業で一斉にそこへ柵を張って山のてっぺんから、今の湯治村の裏から上へ向いて一斉に矢賀地区を全体を守るんだということでその集落が中山間地の事業を使って自分らが個人でやるというような集落もあります。それぞれ農家の方も知恵を出してやっていただいて、かなりの費用になるものでこの対策には非常に苦慮しておりますが、駆除班の方、忙しい中を出ていただくんでございますので、その点も十分配慮して決定していきたいと思っておりますのでご了解いただきたいと思っております。

桑岡委員長 他に質疑はありませんか。

渡辺委員 委員長。

桑岡委員長 渡辺委員。

渡辺委員 はい、渡辺です。6款1項3目、ページは61ページですが、中山間地対策のことについて少々お伺いをしてみたいと思っております。中山間地対策についてはこれまで地域の農地を守るということで大変有意義で、地域の活用方法に大変活かされてきたわけですが、先ほどのご説明によりますと、我々も薄々は感じておるわけですが、そう長い間これも続くものではないというふうな方向も耳にはしておりますが、部長さんの方具体的に将来的な展望が、出来ればお聞かせ願いたいというふうに思っております。次にですね、同じ3目の19節の農業振興施設管理運営費というのが1,300万ばかり上がっておるわけですが、ちょっと件数をわかれば教えていただきたいというふうに思っております。それから次に次のページ5目の節の中で営農普及指導費の中、211万1,000円ということが上がっておりますが、この問題についてはいろいろその町村、その町村で合併前に議論され、その町の特色とかいろいろな問題があったかと思うんですが、特に高宮町という地域においてはやはり農業を基幹産業とする地域ということで、今後の営農指導という面について行政の方としても力を入れて欲しいという具体的な要望もあった経緯もあるわけですが、行政と農協あたりの指導機関というのは分かれておるといのは解るんですが、農業施策の上で今後の普及指導についてどのようにお考えか、お伺いをしたいと思います。

清水産業振興部長 委員長。

桑岡委員長 清水産業振興部長。

清水産業振興部長 まず最初の1点目の中山間地域直接支払事業でございますが、先ほど説明申し上げましたように、現在の制度につきましては5年間ということで平成16年度で事業完了ということでございます。これまで、県、国等の動向を見てもこれまでの事業内容とは異にするかもしれないが、内容的には中山間の直接支払のような制度でですね、新たなかたちでこういった事業を国の方としても検討しておるといような情報をいただいております。まだ具体的な内容等につきましては、まだ全く正式

なルートでの情報は参っておりませんが、聞き及ぶところによるとそういった状況であります。それから2点目の農業振興施設の管理費の1,307万7,000円の件数でございますが、向原町の農村交流館他ですね、1件、2件、3件、4件、5件、6件でございます。計6件でございます。それから62ページの地域営農費の普及指導費の211万1,000円でございます。今後の普及事業についての考え方ということだと思っておりますが、これまで6町合併協の中で農業振興という部分につきましては議論をしてきていただいとりますし、部会の方に、ワーキング等におきましてこういったかたちでの振興していくかということも議論を重ねて参っております。基本的には新市の建設計画を元にしながら、昨年策定いたしました高田郡広域農業振興計画、あるいはJAさんが昨年同じように5ヶ年の長期振興計画を策定をされておりますので、こういった振興計画を元に具体的な取り組みをしていきたいというふうに思います。さらにはこの合併協の中で、農業振興センター仮称でございますが、このセンターによる新市の農業振興を図っていくと。拠点施設としてのセンター構想を現在検討を重ねておりますので、このセンター計画を立ち上げてこのセンターを核にした農業振興を図っていくということで、今後取り組みをしていきたいというふうに考えております。

織田職務執行者

委員長。

桑岡委員長

織田職務執行者。

織田職務執行者

ご承知のように、広域連合の時に例の広島県の10億の中山間地域モデル事業の指定を受けた時に、広域連合組んでやりましたが、その時に実は農業普及所、吉田の普及所がなくなりまして、可部の方へ行っただいいう経緯、あるいは東広島の方へ行っただいいう経緯を受けて、高田郡の将来の農業はどうあるべきかと、今現在取り組んどの水耕ねぎであるとかアスパラであるとか、この問題をどうするかというて、先ほど課長が部長が言いましたように高田郡の農業振興プランの作成等で、普及所から2名の職員が県から派遣をしてくれました。初年度は3分の2が県の持ち、2年度は2分の1を町と県が持ち、3年度は3分の2を自分とこ持って、連合が持って、3分の1が県ということで。本年度で3年が経ちますのでこの二人は県の方へ帰って参ります。そこで将来のこの地域の安芸高田市の農業、実はご承知のように役場職員はその専門性を持っておりません。技術指導の専門性を持っておりませんので、農協さんの方にはかなり優秀な専門性をもった職員が入るとるということでは是非とも本年度、技術指導先ほどご指摘のようなこういう中山間地域の将来の農業プランもありますが、その本当に肉付けをして行かなくてはなりません。それにはただ頭だけの問題ではなくて、技術的に非常に力の要ることですので、職員にもおらん、県の方からということで県にもOBはおるが、どうも新規のいい職員は今年は今回は無理ではなかろうかということですが、県の農政部長の方に強く安芸高田市としても要望しておりますし、連合の時からも要望いたしておりますが、どうも今部長に聞くとまだ返答が無い

ということで、農協の方は行政と農協が一体となってやる必要があるということで、職員を、技術的な職員を今検討中で何とかして期待に応えるようにするという先般の参事のご意向でございました。今後において技術的な職員の養成ということは市としてもやりますが、農協さんも営農指導というのは従来行政がやるべきか、農協がやるべきか、いろいろ議論はありますが、行政としてもそれは市全体の農業のためのそういう米以外の作物でやっていかにやいけん時代になってきておりますので、その辺については十分配慮したような人事なり、行政執行をやっていきたいと、このように考えとります。

渡辺委員 委員長。

桑岡委員長 渡辺委員。

渡辺委員 はい。職務執行者の方からあたたかい答弁をいただいたわけですが、ご覧のようにやはり農業中心としたこの安芸高田市であろうというふうに思います。農工一体ではございますが。主要には農地の非常に多い地域であります。一方、先ほどからありますように高齢化の時代を迎えておるということで、地域営農の方向性というのは非常に重要であろうと思いますので、執行者におかれましては今後前向きに取り組んでいただきますことをお願いをいたします。終わります。

今村委員 委員長。

桑岡委員長 今村委員。

今村委員 農業の話が出ましたので、今度は商工業のことで1点お伺いをいたします。款7の商工業振興費でございますが、66ページでございます。商工業振興事業費として1,171万6,000円が商工会運営のための補助だというふうにお聞きしたわけですが、それでこれは商工会の内おそらく各町6団体へのものであり、あるいはこれは4ヶ月分であるかどうかというのがまず1点。次に59ページの労働費の款5でございますが、一番下にございます緊急雇用創出事業費でございますが、委託料として1,300万円が組まれておるわけでございます。こういった団体へ委託をされるのか、あるいはこの実施事項についてはどうかたちでおやりになり、それからどのような事業効果を期待しておられるのか、お伺いをしたいと思います。

久保商工観光課長 委員長。

桑岡委員長 久保商工観光課長。

久保商工観光課長 はい、ご質問をいただきました商工会への助成金という、主には人件費でございますが、これはあくまでも暫定でございますので、年間分は組んでおりませんが、経営の指導員とかですね、そういった人件費の補助ということで、従来旧町でしていたかたちというのは、大筋全うできるのではないかなというふうに考えております。それから労働費の59ページの緊急雇用の事業でございますが、対象といたします事業は、先ほど申し上げましたが、これは直営ではなくて例えばシルバーであるとか、それから森林組合とかそういったところに半年を限度としての雇用を新

規にしていくという。例えば4名であれば1名とかですね、全体を100といたしまして人件費が80%、その人の中の4分の1でしたかね、新規に雇用しなければならぬというような条件がございます。それをクリアしていただくのと、雇用のこの事業の時期といたしましては、6月に予算が確定をいたしました後に契約をして参りたいというふうに考えております。4ヶ月分が組んでございます。

桑岡委員長 他に質疑はありませんか。

泉委員 委員長。

桑岡委員長 泉委員。

泉委員 ちょっと先ほどの62ページの件でちょっとお尋ねをしてみたいんですが、営農指導費の中にですね、吉田町のアグリ事業とか言われたような気がするんですが、この事業の中身ですね、あれとこの事業おそらく営農集団作る前の一步手前の段階の考え方であろうと理解しておりますが、このことは吉田町だけで終わるのか、それとも各旧町へ普及させるつもりなのか、そこらあたりをお聞かせいただきたいと思うんですが。

岡崎地域営農課長 委員長。

桑岡委員長 岡崎地域営農課長。

岡崎地域営農課長 はい。アグリ事業につきましては、吉田町が平成14年から秋作業ということから県の事業で始められたというふうに聞いております。15年の春作業につきましては4地区。これにつきましては集落営農を目指して段階的に誘導して手法としては集落単位で農作業の受委託を進めるという内容でございます。受委託につきましては集落単位で2ヘクタールでの受託者があれば、よろしいということで、なお、受託者につきまして地区内のものでありましたら、面積については要件はちょっと緩和されるということで、集約していけば2ヘクタールになっていけば、よろしいということです。集落営農集団によってオペレーター、農機具の共同使用をいたすということで、農機具等の代金が安価で済むということでございます。吉田町アグリにつきましては、構想といたしましては当初は農業公社を作ることから検討されたというふうに聞いております。構想といたしましては先ほど部長が申し上げましたが、農業振興センターというのを立ち上げて、それぞれ地域ごとの整理をいたし、地域で合意された方法で、水田ビジョンに従って推移していくということで、今からどういうふうにやったらいいかということは検討を重ねていきたいと思っております。エリアにつきましては地域ごとの整理ということで、担い手づくりにつきましては向原町にも農林業振興公社というのがございまして、この法人につきましては農地保有合理化という事業ができるようになっております。そこらのことを加味しながら拡大していくかどうかということは、今後検討していくように考えております。

岡田委員 委員長。

桑岡委員長 岡田委員。

岡田委員 農業関係の暫定予算でですね、中山間地の直接払いの話もありまし

たけども、これは今までの施策ずっと見とってならね、わかっと思っ  
んですが、だんだんこの国の方が投げよう、農業。勝手に作って勝手に  
に売れと、こういう方向に進みようことはご承知の通りです。安芸高  
田市においてもですね、各6町の制度がいろいろ違っておるのも今回こ  
ういうように組んどってんですか。その地域の特性がみなあるんです  
よね、農業にはね。国が発表するのは北海道から沖縄まで同じことで中  
山間地域直接払いというのを作っとる。それまでは何も植えんでもええけ  
え米を作らんや転作奨励金だしよった、ずっと前、30何年前。言うな  
れば国が土地を荒らしとって今度は面倒みりゃ銭を出す。ここにわしゃ  
あ矛盾を感じとるんですよ。あるけえこれを制度。全然つまらん言いや  
しません。よう考えりゃおかしいことなんです。何が言いたいんかい  
いますと、安芸高田市でこういう農業政策するのに6町一律じゃいかん思  
うんですよ。将来考えても、いろいろその地域の状況等々があるろうと  
思います。それらを考えておられるかどうかお伺いします。

清水産業振興部長  
桑岡委員長  
清水産業振興部長

委員長。

清水産業振興部長。

はい、ご指摘の通りですね、国の施策というのは一昨年の米政策改革  
大綱に現れておりますように、米の生産調整そのものを国は目標年次を  
定めてですね、地方農業者生産者団体へ移行していこうという方向で来  
ております。全ての面において農業についてのそういった国が政策離れ  
という方向で施策を展開してきておりますので、これにつきましてはそ  
れに対応できるような一つの地方の農業振興システムを作っていく必要  
があると思います。それで先ほどご意見をいただきましたようにです  
ね、これまで6町はそれぞれ地域に合ったそれぞれの振興施策をこれま  
で展開して来ておられますので、これも合併協の中でも確認をしており  
ますように、当面はこの特色ある振興施策を新市に引き継いでいくとい  
うことで、それを踏まえた上で新しい新市の農業振興の方向というもの  
を、今後早急に検討していくという必要があると思います。仰せのよ  
うにそれぞれ6町の地域に合った農業振興を図って来ておられますので、  
そういったひとつのこれまで培ってきたひとつの特色というものは、当  
然活かしていくものは引き継いでいくという方向で、今後の農業振興施  
策を考えていきたいというふうに思います。

桑岡委員長  
熊高委員  
桑岡委員長  
熊高委員

他に質疑はありませんか。

委員長。

熊高委員。

先ほど説明をいただいた中で、もう少し詳しく聞きたい部分がありま  
すのでページを追いながら質問させていただきます。

まず61ページの先ほどからでております、中山間地の関係であります  
が、先ほど部長の方は16年度で第1期といいますかね、その事業が終わ  
って17年度から新たなかたちでの支援になるんだらうというふうな話し  
がありましたし、大野課長の方ですか、説明の中に17年度から市内統一



のようなかたちでいくような言葉があったように思うんですが、ある程度具体的なものも見えとるよいうような言葉に感じ取ったわけですけども、そこらがもう少し踏み込んでご説明出来ればお願いしたいということと、この1億300万あまりのお金、旧6町の中でこういった具体的に言えば配分になるのか、そういったものも併せてご説明をいただきたいと思います。

2点目は同じページの4目の畜産振興費の中で説明があったと思うんですが、現在大きな課題になつとる鳥インフルエンザの件、これは明日県の会議があるということですが、具体的に今現在ですね、安芸高田市として取り組んでおられる啓発活動と言いますか、情報の受発信、こういった体制というのはどんなふうになつとるのかという点を1点、お聞かせ願いたいと思います。

それから62ページの6目の農村整備費、あるいは64ページの林業整備事業費、ここに林道維持管理費とか農道維持管理費、金額は今回小さい額ですが、それぞれあります。市内には林道、農道かなりのものがあると思いますが、その維持管理に対して市がどういった状況の中で維持管理をしていくか。ある意味どういった線引きをしてそこの維持管理をしていくのか、その辺の方向が現在の内で出ておればそういう方向の中でこの予算も立てられておるとお思いますので、その辺現在の状況の中で解る範囲でお答えを願いたいと思います。

それから6目の農村整備費の中の農村整備総務管理費、これは19節の負担金とか補助金、交付金、ここの中の説明だったと思うんですが、5,000いくらに対する内容、各土地改良区という話があったと思いますが、この辺の内容をもう少し詳しくお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから最後に66ページ2目の商工業振興費の先ほど今村委員からもあったわけですけども、商工会6町あるわけですけども、合併の論議もされておるようです。現在のところこの合併の協議がどういうふうな状況にあるのか、当然商工会も効率化を図っていくという方向は検討されておるとお思うんですが、そこらの方向によっては市の補助というかたちも変わってくると思うんですね。その辺の進行状況、現在の状況でわかれば解る範囲で結構ですのでお答え願いたいと思います。以上です。

大野農林水産課長  
桑岡委員長  
大野農林水産課長

委員長。

大野農林水産課長。

農林水産課長でございます。私少し早口に申し上げまして、中山間地域の直接支払事業費1億372万9,000円については、16年度で終わりというふうに申し上げました。その次の水田農業経営確立対策事業費、この配分につきましていわゆる転作につきましては、16年については6町がそれぞれの配分を使って16年は進めたということで17年については安芸高田市で統一をした転作配分を使いたいということ、申し上げたんでございます。すいません。それから中山間地域直接支払事業の各6町の割

合ですけれども、金額を申し上げます。まず吉田町が、これは暫定で上げた予算でございますが、吉田町827万8,000円、八千代町71万5,000円、美土里2,573万4,000円、高宮町3,766万7,000円、甲田町1,995万円、向原町700万円でございます。

それから2点目の鳥インフルエンザ。今までどのように対応しているかということでございます。会議は明日初めて持たれるわけですが、県とはいろんなかたちで電話なり、あるいは文書等が来ておりまして、現在までご案内のように市民の方に対して啓発活動を行っております。特に鳥を使用されている皆様へということで回覧をまわしたところがございます。これは鳥を使用されている方に対する予防策を考えていただきたいということで、神経質にならずにこういった予防をすればインフルエンザは防げるよということで、予防策についてお知らせをしました。もちろんその中で健康観察を努めていただいて、異常があればそれぞれの支所、あるいは産業振興部の農林水産課の方に土曜、日曜でもいいから電話をしていただくよということで、私どもの携帯電話等も出してですね、お知らせをしたところでございます。また、支所に対してはこの鳥が1羽死ぬるということではですね、よくあることではございます。このインフルエンザにかかるというのは、鳥が次々と死んでいくと、あるいは野鳥も密集して死んでおると、そういった場合にこのインフルエンザが疑われるということで、あんまり神経質にならずに対応していただきたいということでお願いをしてきております。現在までですね、実は9羽の野鳥の死が確認をされておりまして、私ども農林水産課の職員や、あるいは支所が回収に参っておりまして、それは喧嘩をしてですね、血もぐれになって死んでいたりした例もございまして、全てマニュアルに沿って埋めて帰ってきておるところでございます。また明日正式な会議が持たれますのでそれを受けて混乱が無いようなかたちで啓発をしていきたいと思っております。

それから林道と農道の維持の関係についてでございますが、これについて少し詳しくご説明を申し上げます。まず最初に林道ですが、特に除草業務が主に委託をしております。これは林道、農道もそうですが、管理規定に沿ったかたちのものに対してですね、助成をしていきたいというふうに考えておりまして、その管理規定を定めてそれに沿ったものに対して助成をしていきたいということで、主に林道については除草業務の委託が主でございますし、管理についても維持補修等される場合に出していきたいというふうに考えます。それから土地改良区前後しますが、土地改良区の助成について金額を申し上げたいというふうに思います。管内にたくさんの土地改良区がありまして、ここに上げている予算の元になった改良区ごとの予算を申し上げます。まず高宮町の場合は現在工事を進めております川根と高宮町の改良区でございまして、そこに対して176万8,000円、それから甲立と小原が甲田町にはございまして、甲立、小原に対して354万8,000円、美土里町土地改良区、美土里町には

1つですがここに対して50万、向原町に対して538万1,000円、吉田町に対して93万3,000円、八千代町669万8,000円を今回計上いたしておるところです。

久保商工観光課長  
桑岡委員長  
久保商工観光課長

委員長。

久保商工観光課長。

お尋ね、商工会の議論の状況でございますが、なかなか具体的な議論が進んでいないという状況のようではございますが、県の商工会連合会の方からも年数を20年とか21年とかというようなことが示されている中で、またここ1、2年で退職をされた方があったとしても、補充はできないような状況の中で、早急な結論が求められているということは、各商工会とも十分に承知をしておられます。3月に入りましてから6商工会長がおこしをいただいて話し合いをさせていただきまして、そこらも踏まえて現在商工会の中では広域的な事業展開もされておりますし、そういうことを踏まえながら前向きに私どもの方は20年だとか21年とかいうことを待たずに、前倒しを大いに歓迎いたしますということでこれからも議論を進めて参りたいというふうに考えております。

熊高委員  
桑岡委員長  
熊高委員

委員長。

熊高委員。

はい、大体のことは理解は出来ましたが、鳥インフルエンザに関しては、鳥を特に飼っているとか、使用しているとかたちに限ってというようなことだったかなと思いますが、一般市民の方にも広島市内あたりでも情報が随分うまくいってないというようなことも新聞紙上出ておりましたので、一般市民も含めてですね、啓発活動いうのをしっかりやっていただきたいということを改めてお願いしておきます。それと土地改良区については細かく説明をしていただきましたが、この内容を合計しても5,000いくりにしかならんのですが、他のものはさっき聞いたんかもわからんですが、聞き落としたんかわかりませんが、全体の大きな数字なもんですから、他のものがどうかたちに組み込まれているのか、再度ご説明をお願いしたいと思います。それともう1点、林道等管理規定に基づいてということですが、これは市内もう統一した管理規定というものがあるんですか。旧町ということではなしに。その件に関しても再度お伺いしたいと思います。

大野農林水産課長  
桑岡委員長  
大野農林水産課長

委員長。

大野農林水産課長。

確かに金額が合いませんが、負担金補助及び交付金の5,224万9,000円、土地改良区の関係の中でですね、負担金補助及び交付金の5,224万9,000円の中にはですね、県の工事の負担金が吉田の農道の関係で1,250万ありますし、同じく県の工事の吉田町のため池、あるいは土改連の会費等々含めましてですね、この額になるのかなと思います。

清水産業振興部長  
桑岡委員長

委員長。

清水産業振興部長。

清水産業振興部長 後段の方の農林道の維持管理費の件でございますが、基本的にはこれまで各町が農道林道の分類の中で、維持管理を行ってきた路線についてはそのまま新市の方へ引き継いでいくということになると思います。先ほど課長が申しあげましたような維持管理規定の整備をこれは急いで整備をしていきたいというふうに思っております。それから鳥インフルエンザのちょっと補則をさせていただきますが、現在のところですね、各市民の方には回覧というかたちで3月11日付の区長便におきまして、鳥インフルエンザに関する情報ということでお繋ぎをさせていただいております。先ほどもありましたようにかなりテレビ、新聞等が情報を先行して流していただいておりますので、市の方からすれば簡単に解りやすくということと特に鳥を飼養されている農家の皆さん向けとして内容を書いたものを啓発資料として配付をさせていただいております。以上です。

明木委員 委員長。

桑岡委員長 明木委員。

明木委員 先ほどからですね、食の安全に関したことで鳥インフルエンザなんかも取り上げられてますけど、今、安芸高田市としてですね、農業政策、農業を基盤としたですね、市づくりをですね、やっていこうということで建設計画の中にも謳われてます。その中でですね、まず1つ食の安全ということで、市内にですね、養豚場はあるんでしょうか。それというのもですね、今度はペストが出てきます。ペストの方もですね、鳥インフルエンザの場合も非常に情報が流れるのが遅かった。対策の方も遅かったんで、すでにこれはニュースでも取り上げられているんで、その辺の情報についてもですね、市民にどのようなかたちで早急に流されるのか、それをまず1点。続いてですね、トレイサビリティという言葉が出てきます。今安芸高田市としてどのようなトレイサビリティを考えられているのか、それをお聞きいたします。

大野農林水産課長 委員長。

桑岡委員長 大野農林水産課長。

大野農林水産課長 農林水産課長でございます。豚につきまして安芸高田市内についてはですね、2戸の飼養戸数がございます。総数で425頭飼っておられます。BSEの時もでしたし、この鳥インフルエンザもですけど、後手後手に回らないかたちにですね、ご指摘のことについては取り組んでいきたいと考えます。それからトレイサビリティにつきましては、

清水産業振興部長 委員長。

桑岡委員長 清水産業振興部長。

清水産業振興部長 はい。トレイサビリティにつきましてはこれまで牛のBSEの発生と同時にですね、それぞれの関係機関で取り組みの動きが出てきております。そういった中で米、特に水稻の関係におきましても特産米の生産部会等におきましても自主的に生産履歴の整備に取り組んでいこうというような動きもですね、自主的な動きも出てきておりますので、いずれに

しても消費者に信頼される農畜産物の生産ということでない、今後の農畜産物の消費に繋がるというようなところにはなりませんので、米の生産についても消費者なり、消費者市場を睨んだかたちでの売れる米づくりというような方向にもなっていてあります。そういった状況の中でトレイサビリティのひとつの事業の取り組みというのは必要な事業であろうと考えておりますので、このトレイサビリティ事業の取り組みにつきましても今後JAさんと連携を取りながらですね、取り組みを推進をしていきたいというふうに思っております。

明木委員 委員長。

桑岡委員長 明木委員。

明木委員 すいません。質問が悪かったのかもしれませんが、具体的にですね、JAと行政とで違うと思うんですけど、そのトレイサビリティ事業というのをですね、どのように行政側としてですね、やられようとしているのか、具体的に教えていただけますか。

清水産業振興部長 委員長。

桑岡委員長 清水産業振興部長。

清水産業振興部長 これまで、具体的な取り組みの例を申し上げますと、牛につきましては耳標というかたちでいち早く生産履歴のトレイサビリティ事に取り組みをしていただいております。青空等への出荷をしていただいております農家の野菜生産者の皆さんにつきましても、特に産直市を中心にしてですね、生産者の顔の見える農作物ということで取り組みをしてきていただいております。それから高宮町では酒米を生産をしておられますが、この酒米部会の方では昨年からは生産履歴についての取り組みを試行的にしていこうということで取り組みをされております。この取り組みもですね、買い手であります酒屋さんの方からの一つの要望というようなものも出てきた中での取り組みということではございますので、全体的な流れの中で、将来的にはそういった生産者、あるいは生産履歴のわかる農畜産物の生産、出荷というようなことが必要になってこようと思えます。具体的な取り組みはですね、農協さんが主になっていただくようになろうと思えますが、そういった事業推進につきましてはJAさんと連携を取って今後進めていきたいというふうに思えます。

明木委員 委員長。

桑岡委員長 明木委員。

明木委員 トレイサビリティですね、行政の出来るところというのは多分ですね、環境とかですね、その辺の地質調査、ダイオキシンのですとかね、そういう調査を行った上でですね、その情報をですね、トレイサビリティに入れていくことができるのが、行政の方の役割じゃないかなと思ってますんで、その辺についてですね、是非取り組んでいただきたいと言うと意見になりますんで、その辺について、取り組めることができるかどうか、それをお尋ねします。

清水産業振興部長 委員長。

桑岡委員長 清水産業振興部長。

清水産業振興部長 この事業そのものが新しく喚起した事業でございますので、こういった先ほどご指摘のダイオキシン等の状況についての項目、あるいはその他のことについても、医療機関等の指導を仰ぎながらですね、行政の果たす役割というようなところで役割を果たしていきたいというふうに思います。

桑岡委員長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

3時10分まで休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後2時53分 休憩

午後3時10分 再開

~~~~~○~~~~~

桑岡委員長 再開します。

続いて議案第11号、平成16年度安芸高田市一般会計暫定予算についての件の内、建設部に関わる部分を議題といたします。

建設部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 委員長。

桑岡委員長 金岡建設部長。

金岡建設部長 失礼いたします。建設部でございます。建設部はお手元に配布をさせていただいております事務分掌の通り、部長以下54名の体制でございます。なお、先ほど休憩の時間に事務局を通じてお願いをさせていただきましたが、一般会計の部分と特別会計につきましては、途中で入れ替わりをして説明をさせていただきたいというふうに思っております。

それでは今委員長の方からありました、一般会計について私の方から概要を説明をさせていただいて、後ほど担当課長の方から要点についてご説明させていただきます。一般会計につきましては、4月から7月までの4ヶ月間の人件費や施設の維持管理業務などの経常経費を中心に予算を組まさせていただきます。建設部では管理課、建設課及び下水道課のし尿に係る事業が計上しておりますが、し尿につきましては一般会計に関わっておりますが、下水道課が所管をしておりますので、特別会計の時にご説明をさせていただきたいと思っております。その内管理課におきましては、土木費で土木管理費及び都市計画並びに住宅管理関係事業が主でございます。次に建設課では道路橋梁費で、道路維持関係、河川費で河川管理関係事業が主なものでございます。また、体育施設建設では、屋内プールにつきまして予算は教育費に計上しておりますが、建設課で対応させていただくこととなっております。一応、以上で概要について説明をさせていただきまして、予算の内容につきましては先ほど申し上げましたように、要点について担当課長からご説明を申し上げ

小都管理課長  
桑岡委員長  
小都管理課長

ます。管理課の方から。

委員長。

小都管理課長。

管理課長の小都です。よろしくお願ひいたします。管理課は庶務係並びに住宅係の2係で事務を行っております。

それでは平成16年度一般会計の暫定予算について、所管分についてを説明させていただきます。まず初めに歳入でございますが、17ページをお願いいたします。11款使用料及び手数料1項の使用料7目の土木使用料1節の道路使用料でございますが、これにつきましては466万7,000円暫定予算として掲げております。詳細につきましては道路使用料、これは存目であります。1,000円、それから住宅使用料として市営住宅の使用料現年度分とそれから滞納分併せて466万6,000円を計上いたしております。

続きまして18ページをお願いいたします。

中程になります。2項の手数料、4目の土木手数料1節の土木管理手数料といたしまして予算額を2,000円計上いたしております。これにつきましては存目ですが、屋外広告物の許可の手数料、それから都市計画区域及び建築証明手数料としてそれぞれ1,000円を計上しております。

次に19ページ、12款の国庫支出金2項の国庫補助金4目の土木費国庫補助金の内、管理課が所管いたしますものは3節の住宅補助金でございます。これにつきましては存目ですが、次のページにも掲げておりますが、それぞれ1,000円ほど計上いたしております。合わせて2,000円を予算化しております。

22ページをお願いいたします。

上段になります。13款県支出金2項の県補助金1目の総務費県補助金1節の総務管理費県補助金6,000円の内、土地利用規制対策事業費補助金として存目ですが1,000円を計上いたしております。

26ページをお願いいたします。

3項の委託金1目の総務費委託金1節の総務管理費委託金の1万2,000円の内、所管分につきましては一番最初の1節の総務管理費委託金として火薬類のですね、許可申請に係る事務の委託金として1,000円を計上いたしております。

33ページをお願いいたします。

雑入でございますが、18款諸収入5項の雑入4目の雑入3節の雑入1,722万8,000円の内、管理課関係としまして1万1,000円を計上いたしております。これにつきましては土地計画図、管内図の販売、コピー代等の歳入であります。

続きまして歳出の方を説明いたします。67ページをお願いいたします。67ページです。8款土木費1項土木管理費1目土木総務費8,431万2,000円の内、管理課所管分としまして、説明欄にあります、記載してあります

土木総務管理費で1,396万2,000円を計上しております。節で言いますと9節の旅費以下68ページの19節の負担金補助及び交付金までを所管いたしております。主なるものにつきましては、14節の使用料及び賃借料742万2,000円でございますが、建設部関係のコピー機、電話機、設計積算システム機器のリース料を計上いたしております。19節の負担金補助及び交付金につきましては524万4,000円につきましては各種改良促進期成同盟会等の負担金を計上いたしております。

続きまして道路橋梁費2項であります。道路橋梁費1目の道路橋梁総務費3,771万5,000円の内、これも説明欄に記載しております道路橋梁総務管理費として旅費とそれから需用費とで12万円を計上しております。所管分でございます。

70ページをお願いします。

1目の河川総務費604万9,000円でございますが、主なるものは13節委託料529万9,000円、これにつきましては国、県河川に設置してあります樋門の開閉管理に関する地元管理者への委託料を計上いたしております。

続きまして71ページでございますが、4項の都市計画費1目都市計画総務費407万3,000円の内、人件費を除きました335万円が所管分でございます。主なるものにつきましては13節の委託料で300万円、これにつきましては都市計画マスタープランの作成に関します調査等の準備段階におきます業務の委託料を計上いたしております。

次に72ページをお願いします。

5項の住宅管理費1目住宅管理費でございますが、1,352万6,000円の内、所管分といたしまして410万3,000円を計上いたしております。主なものにつきましては11節の需用費178万7,000円、これにつきましては住宅の修繕等に係る経費を計上いたしております。それから13節委託料143万8,000円は、住宅敷地内の環境整備に係る草刈り、それから住宅の水道施設の管理に要します業務の委託料を計上いたしております。それから2目の住宅建設費につきましては予算額1,000円は存目として計上いたしております。以上管理課所管分の暫定予算の説明を終わります。

沖野建設課長  
桑岡委員長  
沖野建設課長

委員長。

沖野建設課長。

はい。建設課長の沖野でございます。所掌に係ります歳入から説明をいたします。19ページをお開き下さい。

建設課では投資的経費を暫定予算に計上しておりませんので、歳入については全て1,000円の計上となっております。19ページの12款1項3目災害復旧費国庫負担金1節の土木災害復旧費負担金、これは現年債分でございますが1,000円となっております。その下の表の4目土木国庫負担金1節の道路橋梁費補助金、地方道路整備臨時交付金、こちらも1,000円となっております。

続きまして20ページをお願いいたします。

下の表になりますが、12款3項3目土木費委託金1節土木管理費委託金2



節河川費委託金、こちら1,000円の計上となっております。

次に25ページをお願いいたします。

13款2項6目土木費県補助金1節道路橋梁費補助金、道路改良事業費補助金、こちら1,000円となっております。

次に27ページをお願いします。

上の表になりますが、13款県支出金3項委託金5目土木費委託金2節河川費委託金、こちらにつきましても1,000円となっております。

次に33ページをお願いいたします。

13款諸収入5項雑入、説明欄で上から5番目に建設課関係雑入、こちら1,000円となっております。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

次に歳出をお願いいたします。68ページをお開き下さい。

下の表になりますが、8款土木費2項道路橋梁費2目の道路維持費から建設課所管となっております。本年度分といたしまして5,752万2,000円を計上しております。節の説明を申し上げます。主に道路維持費につきましては、道路の清掃、草刈り、こちらの費用を暫定分として計上いたしております。7節の賃金4万2,000円、これは倒木除去に要した昨年度の実績に基づきまして4万2,000円計上いたしております。8節報償費市道一斉補修に報償費を支払うために実績に基づきまして25万円。9節の旅費、こちらは道路維持関係に関します出張旅費といたしまして1万円。11節の需用費165万4,000円、主に消耗品といたしまして10万3,000円、これは事務用として見込まれます本庁、支所の消耗品を10万3,000円見込んでおります。燃料費として7万7,000円、草刈り等の燃料費の助成といたしまして本庁、支所分を合わせまして7万7,000円、印刷製本費2万円、草刈りなどの写真の印刷代といたしまして2万円を見込んでおります。光熱水費といたしまして37万1,000円、これは道路用の証明の電気代といたしまして昨年度実績に基づきまして計上いたしております。修繕料といたしまして108万3,000円、こちらは簡易な修繕費といたしまして簡易な修繕料並びに除雪車の車検、道路照明の修理代といたしまして108万3,000円、合計で需用費で165万4,000円を計上しております。次に13節の委託料2,350万7,000円を計上しております。これは除草作業の委託料といたしまして昨年度実績に基づきました見込額全額を上げております。14節の使用料及び賃借料29万2,000円計上しております。これは自動車の借上料、道路補修用となっております。また除雪車の車庫の借り上げとなっております。工事請負費といたしまして3,000万1,000円、単独の維持費といたしまして1,000円、道路維持補修といたしまして3,000万をポケット補修などのために暫定分として計上しております。

次のページをお願いいたします。

69ページ16節の原材料費73万3,000円、こちらにつきましては道路補修用材料としまして、昨年実績に基づきまして計上いたしております。17節の公有財産購入費、道路維持工事に伴う公有財産、用地買収に伴う

ものを30万計上しております。19節の負担金補助及び交付金73万3,000円、草刈り補助を行っております団体につきまして、昨年度実績に基づいて計上いたしております。次に3目の道路新設改良費でございますが、こちら投資的経費となるために存目のみ上げております。合計で5万6,000となっております。その下の4目の道路橋梁維持費、こちらにつきましても8,000円、存目で上げております。

70ページをお願いいたします。

8款3項2目河川維持費3,000円、こちら存目となっております。3目の河川改良費6,000円、こちら存目のみの計上となっております。4目の宅防費3,000円、こちら存目のみとなっております。

次に84ページをお願いいたします。

10款6項3目体育施設費でございます。こちらにつきまして15節の工事請負費1億1,000万1,000円、説明の欄の一番下をご覧いただきたいと思っております。この工事請負費の内、体育施設建設費屋内温水プール建設費といたしまして、平成15年度暫定予算で債務負担行為5億8,000万の議決をいただいております。5億8,000万の債務負担行為をしております部分の前払金並びに部分払金を計上いたしております。建設課関係は以上でございます。

桑岡委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

桑岡委員長 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後3時30分 休憩

午後3時32分 再開

~~~~~○~~~~~

桑岡委員長 再開いたします。

議案第15号、平成16年度安芸高田市公共下水道事業特別会計暫定予算についての件を議題といたします。

建設部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 委員長。

桑岡委員長 金岡建設部長。

金岡建設部長 失礼をいたします。特別会計議案第15号でございますが、特別会計が5会計ございます。全般事項として全体をご説明させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは特別会計の内、下水道に関する事業につきましては、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽整備事業、コミュニティ・プラント整備事業の5つの事業会計がございます。この中の主なものを申し上げますと、公共下水道事業につきまして

は、吉田町の都市計画区域内で実施しており、特定環境保全公共下水道事業につきましては、甲田町、向原町の2処理区が現在供用開始をしております。これらに伴います維持管理費を中心に計上させていただいております。また、農業集落排水事業につきましては、6町全地区で共用開始しており、これらの維持管理費を中心に予算を計上させていただいております。また、浄化槽整備事業につきましては、吉田町、美土里町、高宮町、甲田町で事業が展開されており、これらの維持管理費並びに4ヶ月間の間に浄化槽の設置が見込まれる区域につきましては、その予算を計上させていただいております。

次にコミュニティ・プラント整備事業でございますが、甲田町の吉田口において16年度から事業を実施するため、予算を計上させていただいております。それから特別会計の前に説明をすべきだったんですが、一般会計の方で資料について説明をさせていただくということで、冒頭お話をさせていただきましたので、誠に申し訳ございませんが、し尿については後にさせていただきたい。それではし尿関係につきましては特別会計が済んだ後、また説明をさせていただきます。それでは議案第15号の公共下水道事業につきまして、担当の新川課長の方から要点についてご説明させていただきます。

新川下水道課長  
桑岡委員長  
新川下水道課長

委員長。

新川下水道課長。

それでは下水道課の平成16年度暫定予算執行につきまして、ご説明申し上げます。下水道課といたしましては各町の事業種目を継続して執行して参りたいと考えております。組織体制といたしましては、下水道課は課長以下、建設係が6名、業務係が6名、清流園は場長以下3名の体制で執行して参ります。業務内容といたしましては、先ほどありましたように一般会計におきまして衛生費のし尿処理費が新たに下水道課の業務に入っております。このことは、し尿の収集業務の許可制から委託制に業務転換を市内全域で既に実施をしております関係で、し尿の収集の受付を市役所で受け付けまして、し尿処理の手数料の徴収、またし尿処理業務を以前の高田郡の衛生施設管理組合の解散を受けまして、清流園での業務として下水道課で実施をしていくことになっております。併せまして高田地区の工業団地の処理場の維持管理も加わっております。

それでは特別会計の公共下水道事業から説明をさせていただきます。この公共下水道事業におきましては、旧の吉田町だけの事業種目でありまして、現在の都市計画区域の内の用途地域を定めた地域を対象に都市計画決定をした事業の会計でございます。

事項別明細書の8ページからお願いします。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金1目の負担金でございますが、それぞれ加入者分担金を1,000円として見込んでおります。これは供用開始後に加入をされる負担金でございます。

それから2款の使用料及び手数料の使用料でございますが、現年分下

水道使用料として637万円を見込んでおります。

次に国庫支出金といたしまして公共下水道事業国庫補助金として存目1,000円を計上しておりますが、これは補助率2分の1でございます。

次に4款の県支出金でございますが、公共下水道事業補助金といたしまして、1,000円の計上でございます。これは中山間地域の下水道事業促進補助金として県の方から15%、また合併支援の15%を合わせまして30%の補助でございます。

次に6款の繰入金、一般会計からの繰入金でございますが7,409万3,000円を見込んでおります。

次に7款の繰越金でございますが、存目1,000円でございます。

8款の諸収入1目の雑入でございますが、消費税還付金1,000円、またその他の雑入ということでこれは浄化槽汚泥の投入を、これまで甲田、あるいは吉田の浄化センターで受け入れておりました。それにつきましての一般会計からの繰入金259万3,000円を見込んでおります。

それから9款の市債でございます。公共下水道事業債、これは7月までの借入はございません。

次に歳出でございますが、総務費1目の一般管理費主なものといたしましては職員の人件費でございます。需用費といたしましては消耗品等でございます。また19節の負担金補助及び交付金におきましては、これは全国下水道推進協議会、あるいは日本下水道協会等の負担金、また加入促進の補助金、あるいは排水設備の改造資金の補助ということで160万5,000円でございます。

2款の施設費1目の施設管理費でございますが、これは吉田の浄化センターの維持管理費に関わるものでございます。主なものといたしまして、需用費におきましては印刷製本費、消耗品、あるいは光熱水費でございます。また、13節の委託料でございますが、これは浄化センターにおきます維持管理費、また中継ポンプ等の維持管理費。それから各種の水質あるいは消防電気等の保守点検の業務委託料でございます。使用料につきましてはコピー等でございます。

次に12ページでございます。

施設費の1目施設建設費でございますが、7月までの建設ということでは存目で上げております。

3款の公債費におきましても償還金利子及び割引料等1,000円でございます。それから利子につきましては50万円を計上いたしております。

4款の諸支出金、一般会計繰出金でございますが、これも存目1,000円でございます。

予備費におきましても100万円ということで計上させていただいております。以上でございます。

桑岡委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

塚本委員 はい、委員長。

桑岡委員長 塚本委員。

塚本委員 はい、初めてのことで事業の範囲が6町持ち寄りという中で、概要もちょっとよく解らない点がありますので、お聞きします。旧吉田町の下水の処理ということで事業が進められておりますけれども、加入状況、あるいは今から先の建設予定はどうなってるのか、もう済んでいるのか、事業として。その点をお答え願いたいと思います。

新川下水道課長 委員長。

桑岡委員長 新川下水道課長。

新川下水道課長 公共下水道事業につきましては、吉田町だけの事業でございます。現在整備率はですね、約30.3%となっております。これからの事業の予定ということでございますが、現在国道を挟んで江の川沿いの地域を主に整備をいたしております。今年度以降ですね、今度は郡山に向かっての国道を越えた区域、あるいは工業団地に向かっての区域の拡大を図って参ります。事業の実施に当りましては、国に対しまして申請区域の認可をその都度拡大しながら進めて参るという手法でございますので、そういった事業の変更というのが平成17年度に迫っております。また、これから後で申しますが特定環境保全公共下水道事業が、まだ吉田町では実施をしておりませんが、これから広島に向かっての可愛地区、あるいは郷野地区に向かっての管路の整備が迫っております。それにつきましては現在公共下水道事業の処理場を同じ処置場として予定をしておりますので、将来的にはその処理場に新たな水処理施設を追加をするというような事業計画がございます。以上でございます。

塚本委員 委員長。

桑岡委員長 塚本委員。

塚本委員 その都度事業の変更をしながら推進していくという状況を説明を受けたわけですが、事業全体としての完成のどういいますか、どのくらい思われるのか、また先ほど言いました加入戸数はどのくらい見込んでおられるのか、その点について再度。

金岡建設部長 委員長。

桑岡委員長 金岡建設部長。

金岡建設部長 公共下水道の全体の計画でございますが、計画人口が5,530人、計画世帯数が2,200世帯ということで認可を取っております。事業といたしましては平成6年から平成22年を見込んでおりまして、今から管路等の整備がまだ随分かかるというふうに思っております。あと、加入戸数については担当課長の方からご説明します。

新川下水道課長 委員長。

桑岡委員長 新川下水道課長。

新川下水道課長 処理区内の加入予定者でございますが4,748人、現在の加入者でございますが981人ということで加入率は20.7%でございます。

桑岡委員長 他に質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

桑岡委員長 議案第16号、平成16年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定予算についての件を議題といたします。

建設部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 委員長。

桑岡委員長 金岡建設部長。

金岡建設部長 特定環境保全公共下水道につきましては、冒頭申し上げましたが甲田町、向原町の2地区で実施しており、現在八千代町で計画が進められているところでございます。予算といたしましてはこれらの維持管理費、あるいは計画に際します必要最小限の予算を計上しております。説明につきましては担当課長の方からご説明を申し上げます。

新川下水道課長 委員長。

桑岡委員長 新川下水道課長。

新川下水道課長 それでは特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定予算について、事項別明細書より説明を申し上げます。

歳入の8ページでございます。これも公共下水道事業と同じ立てりでございます。

1款の分担金及び負担金、分担金といたしまして356万8,000円を見込んでおります。

2款の使用料及び手数料でございます。使用料につきましては2,095万7,000円を見込んでおります。2款の使用料及び手数料、同じく手数料でございますが、これは検査登録手数料として1,000円の存目でございます。

3款の国庫支出金1目の特定環境保全公共下水道事業国庫補助金でございます。これも1,000円の存目でございます。

4款の県支出金でございます。特定環境保全公共下水道事業県補助金といたしまして1,000円の存目でございます。

5款の財産収入、利子及び配当金、また財産売払収入におきましても、それぞれ1,000円の存目でございます。

6款の繰入金、一般会計繰入金でございますが6,252万6,000円、これも一般会計からの繰入金を見込んでおります。

7款の繰越金1目の繰越金につきましても1,000円の存目でございます。

8款の諸収入1項の預金利子でございます。これも1,000円の存目でございます。8款の諸収入1目雑入でございます。これも1,000円の存目でございます。

9款の市債、公共下水道事業債でございます。7月までの歳入はございません。

続きまして12ページの歳出でございます。

総務費1目の一般管理費につきましては、主に職員の人件費でございます。19節の負担金補助及び交付金につきましては職員等の研修の負担

金、あるいは改造資金の利子補給金でございます。23節の償還金利子及び割引料でございますが、税等の過誤納金につきましてはの払戻金として組んでおります。

2款の施設費1目の施設管理費でございますが、これは甲田、向原の2つの浄化センターに係ります維持管理費に関わるものでございます。主なものとしたしまして需用費等、これは活性炭等の購入、あるいは消耗品等でございます。12節の役務費につきましては通信費、あるいは汚泥運搬の処理の手数料等でございます。13節の委託料につきましてはそれぞれ甲田、向原におきます施設管理費、あるいは各種の保守点検の委託料でございます。15節の工事請負費につきましては、施設の維持補修工事費、あるいは道路の陥没等によります道路補修工事100万円を見込んでおります。次に2款の施設費、施設建設費でございますが、これはそれぞれ存目として上げております。

3款の公債費、元金及び利子につきましてもそれぞれ存目でございます。

4款の諸支出金、一般会計への繰出金でございますが、これはこれまで向原、甲田におきましては分担金等の中から一般会計への繰り出しているというようなかたちでございましたので、ここに390万円を計上させていただきます。

5款の予備費でございますが100万円の計上でございます。以上です。

桑岡委員長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

熊高委員

委員長。

桑岡委員長

熊高委員。

熊高委員

ちょっと聞かせて下さいや。高宮町は山ん中でありましてね、公共下水とかいうのは初めて聞くもんですから、少し勉強させて下さい。先ほどの公共下水と、この特定環境保全公共下水道事業、これは藤井さんに聞くと、今公共下水は財源はどちらも国交省ということですが、農集は当然農林省と。公共下水と、この特定環境保全公共下水、当然いろいろ条件等違うんでしょうけども、先ほど塚本議員の質問の答弁にもあったように、可愛の方はこれでやるというふうなかたちで課長さん言われたように思うんですが、そこらの関係と、この事業を使う条件ですね、こういった違いを基本的なことなんです、少し教えていただければと思います。

金岡建設部長

はい。

桑岡委員長

金岡建設部長。

金岡建設部長

基本事項について私の方から少しご説明させていただきます。今ご質問ございましたように公共下水道につきましては、都市計画区域の中の用途区域ということでございますが、特定環境保全公共下水道につきましては都市計画外での人口密集地域、都市の形成がされているところを中心に出来るということで、甲田町、向原町がそれぞれの町の中心部に

において取り組まれているということであります。内容等につきましては下水道課長の方からご答弁をさせていただきます。

新川下水道課長  
桑岡委員長  
新川下水道課長

委員長。  
新川下水道課長。  
補助の内容といたしましては、冒頭申し上げました公共下水道事業と同じ国費におきましては2分の1の補助がございます。それから現在県の方では公共下水道中山間地域支援事業ということで、単独の管渠に対しまして15%の補助と併せて合併支援によります15%の補助、30%の補助がございます。その他におきましては起債を借りましての事業執行でございます。以上です。

桑岡委員長

他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

桑岡委員長

続いて議案第17号、平成16年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計暫定予算についての件を議題といたします。

建設部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長  
桑岡委員長  
金岡建設部長

委員長。  
金岡建設部長。  
議案第17号、安芸高田市農業集落排水事業特別会計暫定予算につきましては、この事業につきましては6町の11地区で供用開始をしております。それぞれ生活環境の整備ということで取り組まれておりますが、これらの供用開始に伴います維持管理費等について4ヶ月分の予算を計上させていただいたものでございます。詳細につきましては担当課長の方からご説明をさせていただきます。

新川下水道課長  
桑岡委員長  
新川下水道課長

委員長。  
新川下水道課長。  
それでは安芸高田市の農業集落排水事業特別会計暫定予算につきまして、ご説明を申し上げます。

8ページをお願いします。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金1目の分担金でございます。加入者分担金といたしまして1,085万2,000円を見込んでおります。

また2款の使用料及び手数料1目の使用料につきましては、下水道使用料といたしまして1,960万9,000円を見込んでおります。2款の使用料及び手数料1目の手数料でございます。検査登録手数料といたしまして1,000円の存目でございます。

3款の国庫支出金、農業集落排水事業国庫補助金として1,000円の存目でございます。これは補助率2分の1でございます。

それから4款の県支出金1目の農業集落排水事業県補助金といたしまして1,000円の存目でございます。これは15%の補助でございます。

5款の財産収入といたしまして1目の利子及び配当金、2目の財産支払



収入につきましてはそれぞれ1,000円の存目でございます。

6款の繰入金、一般会計繰入金でございますが、一般会計から1億641万3,000円を見込んでおります。

7款の繰越金でございますが、1目繰越金1,000円ということでこれも存目でございます。

8款の諸収入1預金利子におきましても1,000円の存目でございます。8款の諸収入1目雑入でございます。これにつきましても2,000円の存目とさせていただきます。

9款の市債1目の下水道事業債につきましても計上いたしておりません。次に歳出でございます。

総務費一般管理費といたしまして、これは主なものといたしましては職員等の人件費でございます。また、負担金補助及び交付金につきましては協会等への負担金でございます。

それから2款の施設費1目の施設管理費でございますが、これは先ほど説明いたしましたように、それぞれ吉田、八千代、美土里、高宮、甲田、向原におきます浄化センターの維持管理費でございます。需用費等につきましては消耗品あるいは修繕費等でございます。委託料につきましてもそれぞれの施設の施設管理費等でございます。施設建設費につきましてもそれぞれの存目といたしております。

14ページ3款公債費でございます。元金存目でございます。利子につきましても43万4,000円を計上いたしてあります。

4款の諸支出金1目の一般会計繰出金でございます。これも1,000円の存目でございます。

5款の予備費につきましても100万円計上いたしてあります。以上です。

それぞれの各町におきます下水道の整備状況ということで、お答えをいたします。吉田町におきましては国司地区1地区で現在供用開始をしております。これは処理区内人口461人に対しましての整備済み100%でございます。加入率につきましても85%ということでございます。それから八千代町におきます下土師の農業集落排水の状況でございますが、117人に対しまして100%の整備率でございます。加入率におきましても72.6%でございます。それから甲田町におきます農業集落排水、浅塚地区でございますが151人に対しましての整備率100%でございます。加入率につきましても65.6%でございます。次に向原町におきましては5つの集落排水事業の地区を整備をいたしてあります。それぞれ100%でございます。加入率におきましても各地区向原におきまして99.1%、万念喜におきまして96.5%、坂上地区におきましては92.3%、長田地区におきましては91.4%、戸島地区におきましては90.8%となっております。それから高宮町におきます集落排水事業2地区ございまして、原田船佐中央地区それぞれ整備率は100%でございます。加入率につきましても原田地区におきまして84.3%、船佐中央地区につきましても、平成15年度完成ということで11.1%でございます。美土里町におきましては生田

地区の農業集落排水事業がございまして、処理区内人口384人に対しまして整備率96.1%、加入率におきましては67.4%となっております。以上です。

桑岡委員長 これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

浮田委員 委員長。

桑岡委員長 浮田委員。

浮田委員 担当課長にお尋ねしますが、先ほど部長の方から11地区ということがありました。今それぞれの町を言われましたんが11になるんだと思うんですが、そこでですね、向原町と他の町を比較してはならないというか、向原は非常に歴史が古うございまして、早うから農集に取り組んでこられたという経緯があるので、さすがにですね、加入率が99.5とかですね、90%台の後半を見ているようでございますが、後の地区がですね、八千代、私申し訳ないんですが、これが72.6とか吉田とかですね、甲田にしても非常に低いと。せっかくこうした農集をやったですね、環境を整えたわけでございますので、経費的にもですね、勿論入っていただく方が環境整備にも役立つことでもありますので、そこらの問題について一日も早くですね、100%の加入率が達成目標としてされるよう鋭意担当課としてですね、努力願いたいというふうに私は思うんですが、この辺について担当課長の答弁をお願いします。

新川下水道課長 委員長。

桑岡委員長 新川下水道課長。

新川下水道課長 私担当しまして日が浅いものですから、事業のですね、啓発ということにつきましては、まだ勉強中でございます。向原町におきましては早くからですね、そういった事業の取り組みをされまして、大変100%に近い事業達成がされておるということでございます。吉田町の例におきますとですね、吉田町は1地区現在整備を終えまして、また現在違う1地区につきまして今年度処理場を作るというような段階でございます。また他町におきましてはそれぞれ整備をされておりますが、向原町さんがやられた時代の整備状況、あるいは社会状況と、今の状況というのがかなり変わってきております。昔から公共下水道というのは多額な費用とですね、長期的な整備期間がかかるということで国の方もですね、また、公共下水道といいますのは国土交通省、農業集落排水というのは農林水産省で、後であります合併処理槽というのは環境省というように、いろんな縦割りの行政からですね、今は同じ機のレベルでですね、それぞれ双方が協議をしながらこういった整備手法が一番その地区に適しているかというのも真剣にそれぞれの市町村で考えなさいということで、かなり昔の手法からですね、考え方が変わってきておりますのでそこらを併せて向原町に習いながらですね、そういった加入率も高めながらの整備手法をですね、考えていくように考えております。

浮田委員 委員長。

桑岡委員長 浮田委員。

浮田委員 浮田でございます。再確認をさせてもらうんですが、一応農集、今11ヶ所あると。公共下水道、特定環境下水道の説明をいただいたんですね、現在のところ環境整備として安芸高田市が一応環境整備事業としていわゆるそうした浄水を取り組むのはですね、後は、一応合併浄化槽といえますか、後の問題で一応甲田にコミュニティ・プラント整備事業というのがありますが、そこらと合併浄化槽で取り組んでですね、今後についてはもう農集はこれで一応終わりとは言いませんが、現在のところでは計画は無いというふうに捉えていいのかどうか。そこらについて説明をお願いします。

金岡建設部長 委員長。

桑岡委員長 金岡建設部長。

金岡建設部長 浮田委員さんのご質問にお答えします。今後におきましても既にいろいろ旧町の間で農業集落排水に取り組むべく、いろいろ検討、あるいは計画もされているように聞いております。特にほ場整備等が済みますと、非常に整備も早く済むということがございますので、そこらも踏まえて集落排水事業で整備する方が早く出来ればそういう手法、また後ほどご説明させていただきますし、先ほど担当課長の方から話しがございましたように、経費的にまた整備の進捗等で、やはり合併浄化槽を入れる必要があって合併浄化槽で対応していただくところはそういうかたちで、一日でも早く全市の市民の方に安心して安全な生活をしていただけたということについては努力をしていきたいと思っております。

織田市長職務執行者 委員長。

桑岡委員長 織田市長職務執行者。

織田市長職務執行者 はい、ただ今の件ですが、いろいろと如何に経費的にも安く上がるか、事業を早く取り組んでこられるかということいろいろやっておりますが、美土里町の例を旧美土里町の例を全町を集落排水で抱えておりましたが生田地区ほどやりました。そうしたうちに合併浄化槽という個人が取るのが出来まして、私は、これはくくって何年先に次の集落排水ができるかというのはもう全然予算の見通しも補助の見通しもありませんで、合併浄化槽の年々30基であるとか50基であるとかというのが取れますので、今では付けてくれますので、一斉に町は区域を変更して入れなさいということで、よその町も殆どそうなったと思います。市内は。そうすると合併浄化槽を入れると今度の事業は入ってこんです。虫食いに入っておりますのでね。うちの横田地区辺りを集落排水事業でやろうと思いましたがもう合併浄化槽区域にで、それも許しました。というのは何年待て言うて、その地区は待ちよったんではできませんので、全町へ合併浄化槽でやっていくということで。今後そういう制度が、そういうのが進むと虫食い状態になると。やっとなるところがあると。加入がそこが非常に変わってきますので、いろいろな計画を立てどの分が一番有利であるかということ個人負担が、将来の維持管理がどうかということも検討

が非常に必要ですので、今のところ私自身としては、もう大きな事業で、それ吉田町とかというような計画、公共下水道であります、その他の一般、高宮町もそうでありますし、美土里町もそうでありますし、よその地区も合併浄化槽へ切り替えたいというのが現段階の経緯でございます。それでちょっと申したいと思います。

桑岡委員長 他に質疑はありませんか。

塚本委員 委員長。

桑岡委員長 塚本委員。

塚本委員 はい、塚本です。いろいろなかたちでこの下水は事業が4事業ということで今から説明やられます浄化槽整備事業も含めてですが、約4億程度の暫定で事業が動いておりますけども、先ほど職務執行者が言われたように事業の見直しというのは、当然やっていただかなくてはならないだろうというふうに思います。そこで生活改善事業ということで取り組まれておるわけですが、市内の今の普及状態、数字的なものがわかればお知らせをいただきたいというふうに思います。全体的に今どれだけの整備が出来ているのか。もしわからなくては、後ほどでもいいですけれども、進捗状況。

金岡建設部長 委員長。

桑岡委員長 金岡建設部長。

金岡建設部長 全体の管の整備ということになりますと少し違うんですが、現在手元にあります資料で例えば水洗化率というようなもので、これは過疎自立促進計画の中で13年度末に出したのがありますので、ご参考になればということでちょっとご紹介をさせていただきます。水洗化率で吉田町さんが22.7、八千代町さんが8.2、美土里町さんが32.9、高宮町さんが39.7、甲田町さんが46.1、向原町さんが77.8。平均しますと安芸高田市が35.9ということでございます。ただこれは水洗化率ということで整備率は少し差がございますが、全般的な整備の流れといいますか、その各旧町での整備率はほぼこういう状況ではないかと思っております。以上でございます。

塚本委員 委員長。

桑岡委員長 塚本委員。

塚本委員 今、整備状況を聞かせていただいて、それぞれの町の数字を見させていただきますとそれなりに整備できたところもありますし、できてないところもあります。この例えば事業が計画されているために、次に説明を受ける浄化槽が入れないという状況もあると思うんですね。本人はしたいんだけど、そういう事業が計画があるために入れないということが多々あるかと思いますので、先ほど職務執行者の方からもありましたし、私も言いましたけれども、事業の見直しを早急にやっていただいて、この浄化槽で整備出来るところはそういう対応をしていただきたいと、このように思います。以上です。今に対する回答はもう解っておりますので、そういうふうに多分やっていただけたらと

思いますんで。

桑岡委員長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

この際、4時半まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後4時18分 休憩

午後4時30分 再開

~~~~~○~~~~~

桑岡委員長 再開いたします。

続いて議案第18号、平成16年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計暫定予算についての件を議題といたします。

建設部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 委員長。

桑岡委員長 金岡建設部長。

金岡建設部長 浄化槽整備事業特別会計についての説明をさせていただきます。本事業は吉田町、美土里町、高宮町、甲田町で事業が展開されております、それらの維持管理費並びに4月から7月までの間に浄化槽を設置をされる見込みがあるものについては、その一部について予算を計上させていただいております。内容の要点につきましては下水道課長の方からご説明させていただきます。

新川下水道課長 委員長。

桑岡委員長 新川下水道課長。

新川下水道課長 それでは安芸高田市浄化槽整備事業特別会計暫定予算について、ご説明を申し上げます。

歳入でございます。8ページをお願いいたします。

分担金でございますが、加入者分担金といたしまして1,033万5,000円を見込んでおります。使用料につきましては613万1,000でございます。手数料につきましては存目といたしております。国庫支出金におきましてはこれも存目でございます。県補助金におきましても存目でございます。繰入金でございますが1億929万3,000円を見込んでおります。

繰越金、諸収入につきましては、市債につきましてもそれぞれ存目でございます。

次に12ページの歳出でございます。1目の管理費でございますが、主なものは職員の人件費でございます。また償還金利子及び割引料におきましては国庫支出金等の生産返納金でございます。

2款の施設管理費でございますが、主なものといたしまして役務費の通信運搬費、あるいは法定検査の手数料でございます。13節の委託料におきましては設置済みの浄化槽に対します保守点検業務、浄化槽汚泥等の処理運搬費の委託費用でございます。2款の施設費、施設建設費で

ざいますが、これは合併前から既に工事予定を伺っているお宅につきましては、7月までの若干の建設を余儀なくされるところがあるということで、10基程度の予算を計上させていただいております。工事請負費1,000万1,000円でございます。公債費、諸支出金につきましては存目でございます。予備費につきましては100万円の計上でございます。以上です。

桑岡委員長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

桑岡委員長

お諮りいたします。

議事の都合上、議案21号を繰り上げて議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

異議なしと認めます。

桑岡委員長

続いて議案第21号、平成16年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計暫定予算についての件を議題といたします。

建設部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長

委員長。

桑岡委員長

金岡建設部長。

金岡建設部長

議案第21号、安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計暫定予算でございますが、これにつきましては甲田町の吉田口地区、吉田口駅周辺において16年度から事業を実施するというので、そのための用地購入費を主に計上させていただいております。内容につきましては下水道課長の方から説明をさせていただきます。

新川下水道課長

委員長。

桑岡委員長

新川下水道課長。

新川下水道課長

それでは安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計暫定予算の歳入につきましてご説明を申し上げます。

8ページをお願いいたします。

3款の国庫支出金、コミュニティ・プラント整備事業国庫補助金でございますが、存目の1,000円でございます。補助内容につきましては3分の1の国庫補助金でございます。

6款の繰入金につきましては1,383万4,000円、一般会計からの繰入金でございます。

8款の諸収入につきましては存目でございます。

歳出でございますが、一般管理費として旅費、需用費を計上しております。施設建設費につきましては、主なものとして土地の購入を予定いたしております。公有財産購入費1,330万円でございます。またそれに係ります分筆等の委託料を計上しております。

3款の公債費につきましては存目。予備費につきましては10万円の計上でございます。以上です。

桑岡委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後4時37分 休憩

午後4時38分 再開

~~~~~○~~~~~

桑岡委員長 再開いたします。

続いて議案第11号、平成16年度安芸高田市一般会計暫定予算についての件の内、し尿処理に係る部分を議題といたします。

建設部長より要点の説明を求めます。

金岡建設部長 委員長。

桑岡委員長 金岡建設部長。

金岡建設部長 大変、あっち行ったりこっち行ったりでご迷惑をかけて申し訳ございません。今、委員長の方からご説明いただきましたように一般会計の衛生費、3款衛生費2項の清掃費のし尿処理費が残っておりまして、ご説明をさせていただきます。これにつきましては冒頭担当課長の方から話しがございましたが、この合併に伴い清流園のし尿処理につきましては下水道課の方で所管をさせていただくことになりました。それらにつきまして職員給与、あるいは維持管理費等について計上させていただいておりますので、歳入の16ページ、あるいは歳出の方で59ページということになりますが、ご説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

新川下水道課長 委員長。

桑岡委員長 新川下水道課長。

新川下水道課長 それでは一般会計の歳入からご説明を申し上げます。

16ページをお開き下さい。

11款の使用料及び手数料でございますが、3目の衛生使用料のし尿施設の手数料216万1,000円ですが、し尿収集業者が清流園へし尿の運搬車で搬入する際の施設の使用料でございます。

次に18ページをお願いいたします。

2目の衛生手数料2節の清掃手数料でございます。これは各家庭におきますし尿処理手数料といたしまして3,718万3,000円を見込んでおります。またそれぞれ国庫支出金、県支出金につきまして小型合併処理浄化槽整備事業補助金として、それぞれ存目で1,000円とさせていただいております。

次に29ページをお願いします。

款16の繰入金でございます。それぞれ4の公共下水道事業特別会計繰入金、6の農業集落排水事業繰入金、9目の浄化槽整備事業繰入金を存目といたしております。7の特定環境保全公共下水道事業繰入金につきましては、これまで向原、甲田町におきましては、特別会計から一般会計へ繰入れる原資としてある程度先に繰り出しをしておられましたので、ここに歳入分を計上しております。

32ページに移らせていただきます。

諸収入の内、33ページにあります上から6行目下水道課関係雑入でございますが、これは高田地区の工業団地にあります団地内の下水処理場へ汚水処理の使用料としてそれぞれの団地組合におきまして11社分の使用料をいただくようになっております。

続きまして歳出でございます。37ページをお願いいたします。

6目の基金管理費といたしまして、説明の6行目高田地区工業団地下水処理場基金、また一番下から2番目清流園施設改修基金がございます。

次に58ページをお願いいたします。

4款の衛生費7目の環境衛生費の内、繰出金でございますが浄化槽整備事業特別会計繰出金1億929万3,000円、またコミュニティ・プラント整備事業特別会計繰出金1,383万4,000円を見込んでおります。

次に59ページでございますが、衛生費2目のし尿処理費でございます。これが主に清流園におきます人件費、あるいは維持管理費でございます。需用費といたしましては電気代、あるいは燃料費、また薬品等の購入代、修繕代がございます。また委託料といたしましては、各し尿業者によります収集運搬費、その業務の委託料でございます。またこの中に、高田地区工業団地の維持管理費も含まれております。負担金補助及び交付金につきましては、小型合併浄化槽の整備事業ということで個人が設置をされます浄化槽につきまして、町の方が補助をする制度を旧の吉田町でやっております、その予算を計上いたしております。

続きまして61ページ、農林水産業費の2目農業総務費28節の繰出金でございますが、これは農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

続きまして71ページをお願いいたします。

同じく8款の土木費の中で2目公共下水道費におきまして公共下水道事業特別会計繰出金7,409万3,000円、また特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金として6,252万6,000円の繰出金でございます。以上でございます。

桑岡委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



桑岡委員長 続いて議案第19号、平成16年度安芸高田市簡易水道事業特別会計暫定予算についての件を議題といたします。  
建設部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 委員長。  
桑岡委員長 金岡建設部長。  
金岡建設部長 議案第19号、平成16年度安芸高田市簡易水道事業特別会計暫定予算について概要をご説明申し上げますが、簡易水道事業につきましては6町の11地区で供用開始しております。これらの維持管理費を中心に予算を計上させていただいております。内容の要点説明は水道課長の方からいたします。

岸野水道課長 委員長。  
桑岡委員長 岸野水道課長。  
岸野水道課長 それでは議案第19号、安芸高田市簡易水道事業特別会計暫定予算のご説明をいたします。8ページをお願いいたします。  
本案は安芸高田市簡易水道事業11ヶ所の事業所の歳入歳出を掲げております。2の歳入ですけれども款の1分担金及び負担金目の1分担金節1加入者分担金1,283万3,000円は、新規加入者分を見込んでおります。  
款2使用料及び手数料項1使用料節1水道使用料5,659万円は、水道料金の受け入れを見込んでおります。款の2使用料及び手数料項2手数料節1の検査登録手数料5万5,000円は、工事業業者による登録手数料並びに新規工事の手数料を見込んでおります。  
続きまして10ページをお願いいたします。  
款6の繰入金項1他会計繰入金節1の一般会計繰入金でございますが1,264万6,000円を見込んでおります。  
続きまして、次のページの款8諸収入項2雑入節1雑入987万9,000円は、消費税の還付金等を見込んでおります。以上で歳入の説明を終わります。  
次のページの12ページをお願いいたします。  
3歳出でございますけれども、款1総務費項1総務管理費目1一般管理費2,549万9,000円見込んでおりますけれども、主なものは節の1、2、3給料、職員手当等でございます。また節13の委託料ですけれども122万4,000円見込んでおります。主なものといたしましては業務委託、主に水質管理を見込んでおります。  
続きまして款の2施設費項1施設管理費でございますが、目1施設管理費6,513万5,000円見込んでおります。主なものといたしましては、節11需用費1,596万7,000円でございますけれども、需用費の主なものといたしまして配水管等の修繕料、またポンプ等の光熱水費を見込んでおります。それと節13委託料でございますけれども、業務委託、施設の機器管理委託等で検針委託、水質検査、施設の保安業務等の委託料を見込んでおります。  
続きまして節14使用料及び賃借料でございますけれども、128万2,000円見込んでおります。これは事務機器の使用料並びに点検料でございます。

節18の備品購入費でございますけども、174万5,000円見込んでおります。これは検定期限切れのメーター器の取り替え、また新規のメーター器の購入340個ほど見込んでおります。

次ですけども、款2施設費項2施設建設費目1施設建設費4万円見込んでおります。9番の節9から節16まで存目で見込んでおります。

14ページをお願いいたします。

款3公債費項1公債費目2の利子33万4,000円、節23償還金利子及び割引料33万4,000円を見込んでおります。以上で要点のご説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

桑岡委員長 これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

岡田委員 委員長。

桑岡委員長 岡田委員。

岡田委員 岡田です。11ページですね、雑入で消費税の還付金を987万8,000円。これ還付金を見込むということは、それ相当の事業になると思うんですが、どれぐらいの事業で見込んだるんですか。

岸野水道課長 委員長。

桑岡委員長 岸野水道課長。

岸野水道課長 吉田地区でですね、現在15年度も8億1,400万の事業をしております。それとですね、同等ぐらいの事業費があるんじゃないかと思っております。以上でございます。

岡田委員 委員長。

桑岡委員長 岡田委員。

岡田委員 ただその事業費をここで見込むというのはおかしいと思うんよの。暫定予算であってね、どうなんかね。

岸野水道課長 委員長。

桑岡委員長 岸野水道課長。

岸野水道課長 失礼しました。15年度の8億1,400万の事業費に対しての前年度の還付金を載せております。以上でございます。

桑岡委員長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

桑岡委員長 続いて議案第20号、平成16年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計暫定予算についての件を議題といたします。

建設部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 委員長。

桑岡委員長 金岡建設部長。

金岡建設部長 議案第20号、平成16年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計暫定予算について、概要を申し上げます。

本事業は高宮町の2地区で供用開始をされており、これらの維持管理

費につきまして予算計上させていただいております。予算の要点につきましては、水道課長の方からご説明申し上げます。

岸野水道課長  
桑岡委員長  
岸野水道課長

委員長。

岸野水道課長。

それでは議案第20号、平成16年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計暫定予算のご説明いたします。8ページをお願いいたします。

本予算は高宮地区給水区下福田地区、簾地区2地区におきましての歳入歳出予算でございます。

2歳入款1分担金及び負担金項1分担金目1分担金3万5,000円は、加入者1件分を見込んでおります。

それと款2使用料及び手数料項1使用料目1使用料60万1,000円見込んでおります。これは水道料金でございます。

続きまして次のページ、10ページをお願いいたします。

款7繰越金項1繰越金目1繰越金でございますが、存目の1,000円ほど見込んでおります。歳入は以上の通りで見込んでおりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして11ページをお願いいたします。

3の歳出でございますけども、款1総務費項1総務管理費目1一般管理費6万1,000円見込んでおります。主なものといたしまして節13委託料4万円、これは検針委託料を見込んでおります。

款2施設費項1施設管理費目1施設管理費185万4,000円を見込んでおります。節12の役務費でございますけども、通信運搬費、保守料、機器保守料等でございます。以上で要点のご説明を終わります。

桑岡委員長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

審議の最中でございますが、本日の会議時間は議事の都合により延長したいと思っております。

これに異議ございませんか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、本日の会議時間を延長いたします。

桑岡委員長

続いて議案第22号、平成16年度安芸高田市水道事業会計暫定予算についての件を議題といたします。

公営企業部長から要点の説明を求めます。

金岡公営企業部長  
桑岡委員長  
金岡公営企業部長

委員長。

金岡公営企業部長。

議案第22号、平成16年度安芸高田市水道事業会計暫定予算について、概要をご説明申し上げます。水道事業につきましては企業会計で運営と

ということで合併までは吉田町と甲田町にそれぞれ上水道がございましたが、合併に伴い、これらを統合し業務運営を行うこととなりました。これに伴います維持管理経費等について予算を計上させていただいたものでございます。なお、予算の要点説明につきましては水道課長の方からさせていただきます。

岸野水道課長  
桑岡委員長  
岸野水道課長

委員長。

岸野水道課長。

それでは平成16年度安芸高田市水道事業会計暫定予算の説明をいたします。吉田給水区、甲田給水区合わせた数字でございますのでよろしくをお願いいたします。9ページをお願いいたします。

収入ですけれども、款1事業収益9,934万円見込んでおります。項1営業収益9,933万6,000円見込んでおります。主なものといたしまして目の給水収益9,889万1,000円、水道料金を見込んでおります。

続きまして支出でございますけれども、款1事業費8,146万3,000円見込んでおります。項1の営業費用7,306万3,000円見込んでおります。目1の原水及び浄水費ですけれどもこの経費は取水場から配水池までの経費を見込んでおります。2,561万4,000円ほど見込んでおります。主なものといたしまして節3の動力費が502万3,000円、ポンプの動力費でございます。節4の修繕費でございますけれども562万5,000円、ポンプ送水管フード弁等の修繕費を見込んでおります。

10ページをお願いいたします。

失礼いたしました。支出でございますけれども、項の1営業費用7,360万3,000円に訂正をお願いいたしたいと思っております。

10ページでございますけど、節6委託料1,360万3,000円見込んでおります。これは保守点検、水質検査等でございます。続きまして2目の配水及び給水費ですが、これは配水池から配水管等の維持管理の経費でございます。1,596万8,000円見込んでおります。主なものといたしまして節の4修繕費513万6,000円見込んでおります。これは加圧ポンプ所の修理、排水管の修理等を見込んでおります。節7委託料973万3,000円は漏水調査の委託料、管路図の修正、水質検査の委託料等を見込んでおります。4目の総係でございますけれども、経常経費ですけれども3,161万8,000円見込んでおります。主なものは職員給与費でございます。節12委託料397万9,000円は口座振替の委託料、また検針の委託料等を見込んでおります。節13の賃借料でございますけれども345万3,000円見込んでおります。これは機器のリース代でございます。節17の賃金でございますけれども、52万8,000円見込んでおります。この経費につきましては吉田給水区、坂巻浄水場が無人化になるために、コンピューター、また水質計等の施設の管理及び場内の管理のための経費でございます。項3特別損失、目1過年度損益修正損、節1過年度損益修正損6万1,000円は、行先不明者及び5年経過に伴う不納欠損の予定でございます。以上で3条予算の説明を終わります。

続きまして4条予算でございますけども、12ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございますけども、収入の款1資本的収入189万円、2項1分担金189万円、新規加入者の分担金を予定いたしております。

支出でございますけども、款1資本的支出1,295万2,000円、項1建設改良費の1,295万2,000円、目1排水施設費1,250万2,000円、節1配水施設改良費1,000万1,000円見込んでおります。この費用につきましては吉田給水区におきます配水池が老朽化しまして、モルタル等が剥離して落ちておりますので、これを樹脂塗装及びバルブの取替え等を行うものであります。目2の営業設備費40万5,000円、節1の量水器購入費45万円、これはメーター器の購入といたしまして225個分の購入を予定いたしております。

続きまして5ページ。

5ページには平成16年度安芸高田市水道事業会計の暫定予算の資金計画を策定しております。

6ページには平成15年度安芸高田市水道事業暫定予算損益計算書を添付いたしております。

7ページ、8ページに平成15年度安芸高田市水道事業暫定予算予定貸借対照表を添付しておりますので、よろしくをお願いいたします。以上で要点のご説明を終わります。

桑岡委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

塚本委員 委員長。

桑岡委員長 塚本委員。

塚本委員 ちょっと会計がよくわからないんですけども、事業がよくわからないんですけども、7ページの平成15年度の貸借対照表が出ておりますけれども、有形固定資産合計、水利権というものがあるんですけども、どういうことなのか。またその下に流動資産の中に未収金というのが1,200万ありますけれども、この説明。そして10ページの節の9のわずかな金額ですけども、食料費の3万円。そして交際費16節の16に、次のページでございますけれども、交際費4万1,000円。これらの説明をお願いいたします。

岸野水道課長 委員長。

桑岡委員長 岸野水道課長。

岸野水道課長 まず、7ページの水利権でございますけども、吉田給水区の坂巻浄水場。中学校の横の方に、広島側にあるんですけども、これは国交省から2,480トンの水利権をもらうための経費でございます。年償却45万円、20年間償却で残が135万円となっております。現在なる予定でございます、3月31日に。未収金でございますけど、これは甲田給水区、吉田給水区合わせましての平成16年度3月31日の1,257万2,089円予定でございます。

塚本委員 委員長。  
桑岡委員長 塚本委員。  
塚本委員 この未収金というのは水道料金の未収金ということですか。  
岸野水道課長 委員長。  
桑岡委員長 岸野水道課長。  
岸野水道課長 はい、水道料金の未収金という考え方でございます。といいますのも、水道会計の場合、調定をおきました場合、水道料金と未収給水収益という科目に振り替えるわけでございます。それから収入があれば、未収金で収納するという経理の仕方になっておりますので、そういう複式簿記のやり方でやっております。未収金につきましては以上でございます。  
続きまして食料費でございますけど、3万円計上しております。水道課の場合24時間体制で頑張っております。その中で夜間とか夜中とか漏水修理をしなければなりません。そのために明け方の時のお茶代といいますか、そういうものでございます。また16の交際費でございますけどこれは水道事業管理者の交際費でございます。  
桑岡委員長 他に質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕  
質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終了いたします。  
桑岡委員長 以上で本日の審査日程は全部終了いたしました。  
次回は明日午前10時から開会をいたします。  
本日はこれにて散会いたします。

~~~~~

午前5時10分 散会